

# 福祉・介護人材確保対策等に関する説明会 議事次第

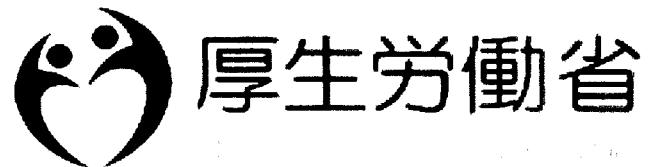
〔 場 所 : 三 田 共 用 会 議 所 講 堂  
日 時 : 平 成 21 年 6 月 3 日 14:00 ~ 16:00 〕

## 【 議 題 】

1. 開会
2. 平成 21 年度補正予算における福祉・人材確保対策等について
3. 質疑応答
4. 閉会

### (資料)

- 資料:平成 21 年度補正予算における福祉・介護人材確保対策等について
- 参考資料1:介護分野における経済危機対策
- 参考資料2:介護基盤の緊急整備等について
- 参考資料3:介護職員処遇改善交付金に係る処遇改善計画等について
- 参考資料4:「福祉人材コーナー」設置予定公共職業安定所一覧
- 参考資料5:地上デジタル放送受信のための機器の補助について



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

福祉・介護人材確保対策等に関する説明会

資料

# 福祉・介護人材確保対策等について

(平成21年度補正予算)

平成21年6月3日

# 【 目 次 】

1. 全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～P12
2. 介護保険サービスに従事する職員の処遇改善等・・・・・・・・P13～P18
3. 障害福祉サービスに従事する職員の処遇改善等・・・・・・・・P19～P21
4. ハローワークにおける取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P22～P24
5. 能力開発施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25～P32
6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等・・・・・・・・P33～P44
7. 母子家庭の母親に対する資格取得支援・・・・・・・・P45～P52
8. 高齢者住まい法の一部改正によるケア付き住宅の整備の促進等・・・・P53～P62

# 1. 全体像

# 福祉・介護人材確保対策等の全体像

(網掛けは平成21年度補正予算で新たに措置することとしているもの)

## 1. 福祉・介護サービス事業者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護報酬のプラス3%改定による介護従事者の処遇改善	介護従事者の処遇改善を図るため、負担の大きな業務や専門性の高い人材への報酬上の評価を導入。	—	既存	—	—	老健局 老人保健課 企画法令係 (内線:3949)	
介護職員等の処遇改善	介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ一定額を助成し、さらなる処遇改善を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 4,000億円(介護保険サービス分)	都道府県	老健局 介護保険課 企画法令係 (内線:2164)	P17
				平成21年度補正予算 1,070億円(障害福祉サービス分)		社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 福祉サービス係 (内線:3091)	P20
現任介護職員等の研修支援	現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する場合等の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	都道府県	老健局 振興課 基準係 (内線:3983)	P18
新規介護職員等の養成	雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等に委託し、現場で職業訓練を実施。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 緊急人材育成・就職支援事業7,000億円の内数	都道府県労働局	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	
地域相談体制の強化	地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップを行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	市町村	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	
雇用管理の改善のための相談援助事業	雇用管理の改善に関する専門的な相談援助、雇用管理者講習等を実施。	財団法人介護労働安定センター	既存	平成21年度予算 4.9億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護人材確保職場定着支援助成金	雇用管理改善を担う特定労働者又は介護関係業務の未経験者を雇い入れた場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 116.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
介護労働者設備等整備モデル奨励金	介護福祉機器(移動リフト等)を導入した場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 18.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
雇用管理制度等導入奨励金	キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入又は見直しを行い、かつ、雇用管理改善事業を実施した場合に、一定額を助成。	財団法人介護労働安定センター	新規	平成21年度予算 2億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
介護雇用管理改善推進委託費	人材確保対策、各種の雇用管理改善対策、介護労働への理解・関心を高めるための事業等を委託(企画提案型)。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 6.8億円	都道府県労働局 全国規模の団体は、 右記の担当課	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
介護能力開発アドバイザー等による相談援助	事業主を対象に従業員の能力開発に関する相談援助等を行う。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存 (一部新規)	平成21年度予算 介護労働者能力開発事業9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課 介護労働係 (内線:5929)	
キャリア形成促進助成金	訓練計画に基づき、事業主がその雇用する従業員に対して実施した職業訓練の経費等について一部助成。	独立行政法人雇用・能力開発機構	既存	平成21年度予算 59.9億円	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター	職業能力開発局 育成支援課 援助業務係 (内線:5938)	
ジョブ・カード制度における雇用型訓練	正社員経験の少ない者を雇用し、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賃金を助成。	厚生労働省	既存	平成21年度予算 21.1億円 (上記キャリア形成促進助成金の内数) 平成21年度補正予算 12.4億円	地域ジョブ・カードセンター(県庁所在地等の商工会議所)	職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 実習併用職業訓練係 (内線:5913)	
職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施	委託訓練活用型デュアルシステム及び企業実習先行型訓練システムにおける、企業実習の実習先の確保を図るため、企業実習に要する委託費用を引き上げ。	独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県	新規	平成21年度補正予算 15.6億円の内数	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター及び都道府県職業能力開発担当部局	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	P26

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
雇用調整事業主に対する教育訓練に係る相談・支援の実施	雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業中の労働者に教育訓練を実施する事業主に対して、訓練計画の策定、実施機関の情報提供、訓練実施のコーディネート等の支援を実施。	独立行政法人雇用・能力開発機構	新規	平成21年度補正予算 5.8億円の内数	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター	職業能力開発局 能力開発課 計画指導係 (内線:5923)	P27
複数事業所連携事業 ※1	小規模事業所が連携して、合同採用や合同研修等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
実習受入施設ステップアップ事業	一定の要件を満たす優良な実習施設が中心となって、地域の実習施設と連携を図りつつ、講習会や実践事例報告会等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成21年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	

## 2. 福祉・介護サービス従事者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
教育訓練給付制度	従事者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練経費の一定割合の額を雇用保険から支給。	厚生労働省	既存	平成21年度予算 62億円	《講座指定について》 中央職業能力開発協会 《受給について》 公共職業安定所 (ハローワーク)	《講座指定について》 職業能力開発局 育成支援課 教育訓練講座係 (内線:5922) 《受給について》 職業安定局 雇用保険課企画係 (内線:5763)	
介護能力開発アドバイザー等による相談援助(再掲)	在職者を対象とした能力開発に関する相談援助等を行う。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存 (一部新規)	平成21年度予算 介護労働者能力開発事業9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課介護労働係(内線:5929)	
キャリア形成訪問指導事業※5	養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して職員のキャリアアップや施設の向上等のための研修を行った場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P36
福祉・介護人材定着支援事業	就職して間もない従事者に対する巡回相談等の実施。	都道府県(委託可)	新規	平成21年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
福利厚生センター運営事業	福利厚生センターの運営に対する補助を通じた福利厚生事業の支援。	社会福祉法人福利厚生センター	既存	平成21年度予算 1.1億円	福利厚生センター都道府県事務局(都道府県社会福祉協議会等)	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	



### 3. 福祉・介護の仕事に関心を有する者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
福祉人材確保重点プロジェクト	全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野におけるマッチング機能の強化を図る。 ※ 他産業から離職した非正規労働者等への介護分野の職業情報の提供等の体制整備及び「福祉人材コーナー」の増員を予定。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 7.4億円 ----- 平成21年度補正予算 9億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業安定局 総務課首席職業指導官室 職業紹介第2係 (内線:5779)	P23 ・ P24
福祉・介護人材マッチング支援事業※6	都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を設置し、個々の求職者に相応しい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P35
介護職員基礎研修(500時間コース)の実施	公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者を対象とした介護職員基礎研修(500時間コース)を実施。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存	平成21年度予算 介護労働者能力開発事業9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課 介護労働係 (内線:5929)	/
離職者訓練における長期訓練の実施	介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに創設。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 51億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	/
離職者訓練における3ヶ月訓練定員の拡充	ホームヘルパー2級の養成に係る離職者訓練の定員を拡充。	厚生労働省	既存 (一部新規)	平成21年度予算 5億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	/
様々な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡充	民間教育訓練機関を活用した離職者訓練を拡充(医療・福祉・農業分野等における離職者訓練の定員枠の拡充)。	厚生労働省(独立行政法人雇用・能力開発機構)	既存 (一部新規)	平成21年度補正予算 105億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 計画指導係 (内線:5923)	P28
託児サービスを付加した委託訓練の実施	母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供。	厚生労働省(独立行政法人雇用・能力開発機構)	新規	平成21年度補正予算 6.2億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 計画指導係 (内線:5923)	P29

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
緊急人材育成就職支援基金事業	雇用保険の受給資格のない者等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間基金を造成し、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施(新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、福祉・介護等)における基本能力習得のための長期訓練の実施)。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 7000億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 緊急人材育成・就職 支援基金係 (内線:5929)	P30 ~ P32
ジョブ・カード制度における雇用型訓練(再掲)	正社員経験の少ない者を雇用し、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賃金を助成。	厚生労働省	既存	平成21年度予算 21.1億円 (キャリア形成促進 助成金の内数) ----- 平成21年度補正予算 12.4億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 実習併用職業訓練推 進室 実習併用職業訓練係 (内線:5913)	
介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設等へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県社会福祉協議会等	新規	平成20年度補正予算 320億円	都道府県社会福祉協議会等	社会・援護局 福祉基盤課 資格試験係 (内線:2849)	
進路選択等学生支援事業※2	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談・助言を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
潜在的有資格者等養成支援事業※3	潜在的有資格者等の再就労を促進するための研修を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
職場体験事業※4	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府県福祉人材センターへ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
福祉人材確保重点事業(都道府県福祉人材センター・バンク)	都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組を支援。	都道府県	既存	平成21年度予算 セーフティネット支援 対策等事業費補助 金210億円の内数	各都道府県福祉人材センター・バンク	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
高等技能訓練促進費等事業	介護福祉士・看護師等の資格を取得するために養成機関に通う母子家庭の母に対して、一定期間給付金を支給する等する事業。 ※ 平成21年2月から支給期間を延長(20年度第2次補正)	都道府県、市、福祉事務所設置町村	既存	平成20年度補正後 24億円の内数 (母子家庭等対策 総合支援事業費の 内数)	都道府県、市、福祉事務所設置町村	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 母子就業支援係 (内線:7892)	P47
	※ 支給期間を修業期間の全期間に拡大するとともに、支給対象を拡大。			平成21年度補正予算 安心子ども基金 1,500億円の内数			

#### 4. その他

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護拠点等の緊急整備等	地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金(ハード交付金)を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 3.294億円	都道府県	老健局 計画課 施設係 (内線:3927)	P15 ・ P16
社会福祉施設等の耐震化およびスプリンクラー整備	火災や地震発生時における安全・安心確保のため、社会福祉施設等の耐震化整備、スプリンクラーの設置整備に必要な経費の1/2を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 1.062億円	都道府県	社会・援護局 福祉基盤課 予算係 (内線:2864)	P39 ～ P43
社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応	平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行に向け、社会福祉施設等において地上デジタル放送を視聴できる環境の整備に必要な経費の1/2を助成。	厚生労働省	新規	平成21年度補正予算 113億円	都道府県	社会・援護局 福祉基盤課 予算係 (内線:2864)	P44

# 主な福祉・介護人材確保対策①

福祉・介護人材の安定的な確保のためには、①処遇改善等による定着の促進を進めるとともに、②多様な人材の参入の促進を図ることが必要。

→ 平成20年度補正、平成21年度当初、平成21年度補正予算により、多年度にわたる総合的な対策を実施。

安定的な確保

多様な人材の参入促進

【20年度補正】

- ① 介護報酬のプラス3%改定による職員の処遇改善と介護保険料の上昇の抑制(1,154億円)
- ② 介護関係業務の未経験者を雇い入れた事業主への賃金助成(99億円)
- ③ 移動リフト等の介護福祉機器導入費用の助成(19億円)

【21年度当初】

- ① 雇用管理改善に関連する業務を担う人材を雇い入れた事業主への賃金助成(18億円)
- ② 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成(2億円)
- ③ 介護事業主団体等に対する人材確保や雇用管理改善のための事業等の委託(7億円)
- ④ 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

【21年度補正】

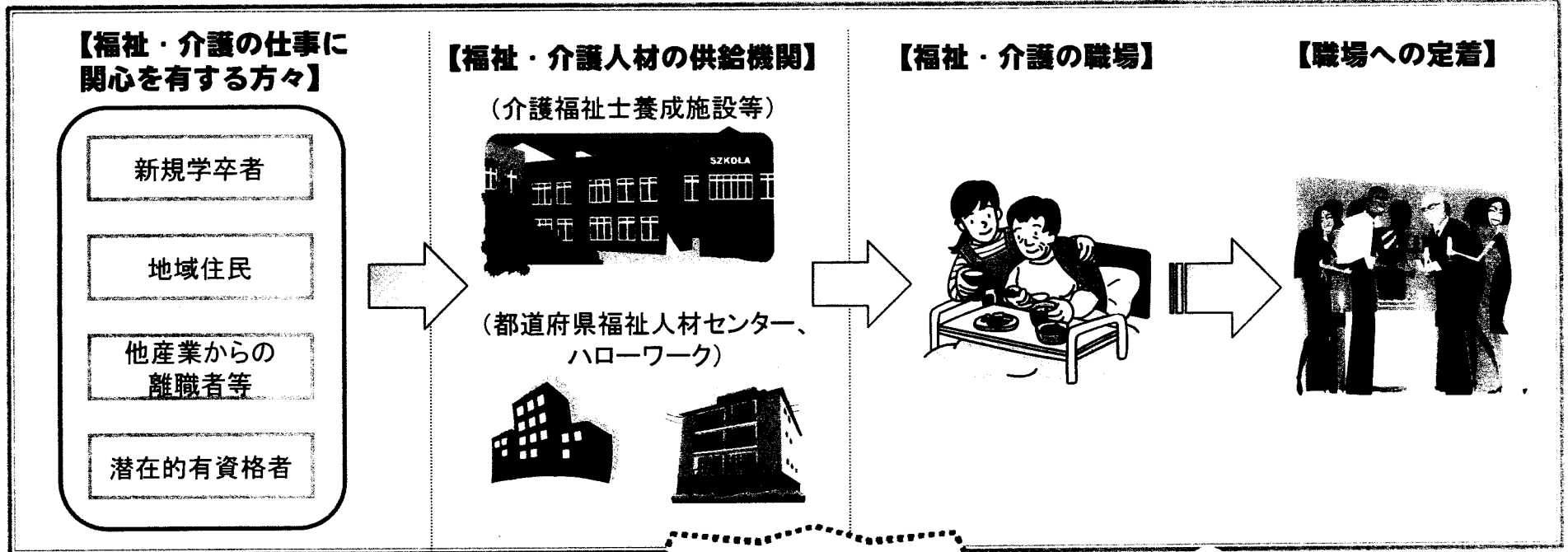
- ① 介護職員の処遇改善に取り組む事業者へのさらなる処遇改善のための助成(4,000億円)
- ② 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成(緊急雇用創出事業3,000億円の内数)
- ③ 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修の実施(98億円の内数)

- ① 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け(320億円)
- ② 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- ③ 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- ④ 福祉・介護の職場を体験する機会の提供(②～④:205億円の内数)

- ① 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化(7億円)
- ② 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施(51億円)
- ③ 都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組の支援(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

- ① 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練を委託して実施(緊急人材育成就職支援基金事業7,000億円の内数)
- ② 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施(98億円の内数)
- ③ 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充(105億円の内数)

# 主な福祉・介護人材確保対策②



多年度にわたる総合的な対策の実施

## 《多様な人材の参入促進》

- 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- 職場体験の機会の提供

- 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施

- 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練委託して実施
- 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充

## 《マッチング機能の強化》

- 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け

- 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化

- 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施

## 《処遇改善等を通じた定着促進》

- 介護報酬のプラス3%改定
- 介護関係業務の未経験者を雇い入れ助成
- 介護福祉機器導入費用の助成

- 雇用管理改善業務を担う人材を雇い入れた事業主への助成
- 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成
- 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施

- 介護職員の処遇改善に取り組む事業者へのさらなる処遇改善のための助成
- 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成
- 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修を実施

【20補正】

【21当初】

【21補正】

## 2. 介護保険サービスに従事する 職員の処遇改善等

# 介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

## 【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

### ①介護拠点等の緊急整備

特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

### ②現任の介護職員等の研修支援

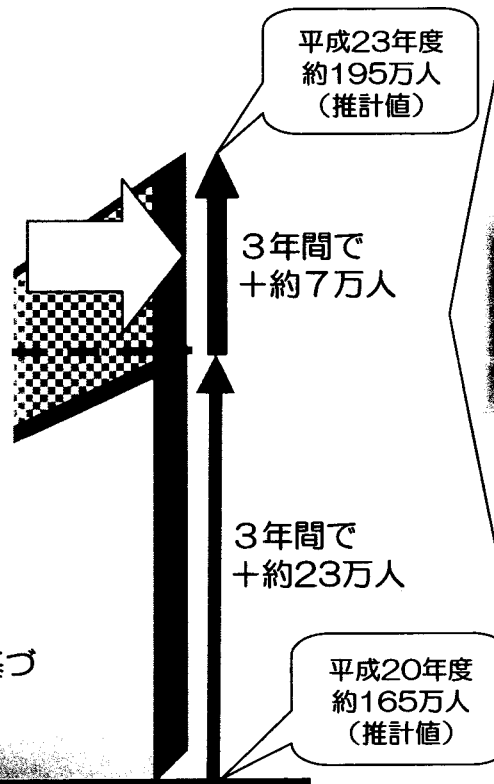
現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

### ③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置

第4期事業計画に基づく介護基盤の整備

平成21～23年度



## 【介護職員等の処遇改善・養成】

### ①介護職員処遇改善交付金（仮称）

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

### ②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。  
 （注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。



## 介護拠点等の緊急整備

### (1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

### (2) 助成対象となる介護拠点

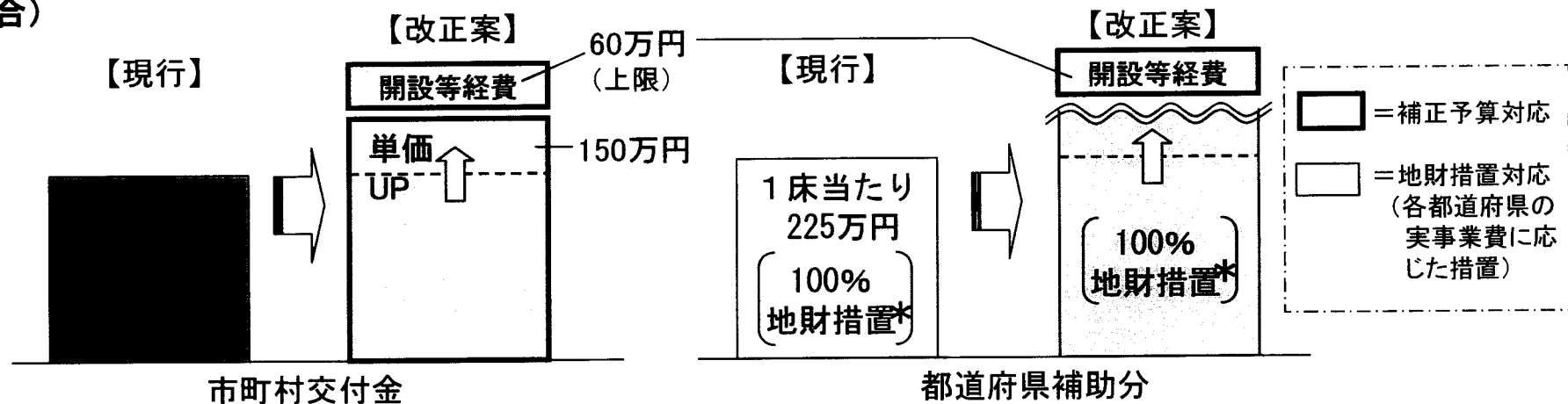
#### ①市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

#### ②都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

### (3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても検討。

### (4) 事業規模 合計約3,011億円(3年分)

## スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

### スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

### スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上 の平屋建て (17千円/㎡)	○	○	-
認知症高齢者グループホーム		○	○	-
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上の大規模なもの)		○	-	○
養護老人ホーム		○	-	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	275㎡~1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	-	○
小規模多機能型居宅介護事業所		-	-	○

事業規模 約283億円(3年分)

## 介護職員処遇改善交付金（仮称）

### (1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

### (2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

### (3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者  
(ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。  
(イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 助成額 :  $\text{介護報酬総額} \times \text{介護職員人件費比率}$  を勘案してサービス毎に定める率  
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

- (4) 事業規模** 合計約3,975億円〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額〉  
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

## 現任・新規介護職員等の研修支援・養成

### (1)目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

### (2)事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。  
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。  
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

## 地域相談体制の強化

### (1)目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

### (2)事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要な事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)

### 3. 障害福祉サービスに従事する 職員の処遇改善等

## 福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

### 1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者には3年間の助成を行う。

### 2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。

### 3 交付方法

① 実施方法：障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し

② 実施主体：都道府県

③ 補助割合：定額（10／10）

④ 交付対象：以下の要件を全て満たす事業者

（ア）各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

（イ）22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。

⑤ 交付額：報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率

※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

### 4 事業規模

合計 約1,070億円（福祉・介護職員（常勤換算）一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額）

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

## 事業者の新体系移行の促進【355億円】

### 1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業内容

##### ① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業:新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価:1施設当たり 20,000千円以内

##### ② 開設準備経費

- ・対象事業:居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費:初度設備(パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等)
- ・補助単価:1事業所 1,000千円以内

##### ③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設:就労継続支援事業所  
※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価:1施設当たり 100,000千円以内

##### ④ 移行時運営安定化事業(仮称)

- ・事業内容:旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障する。
- ・助成額:(旧体系における事業収入額) - (当該月の事業収入額) ※21年10月サービス分から実施予定

(2)実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3)補助割合 定額(10/10)

※具体的な算定方法など詳細については、今後、事務処理要領によりお示しする予定

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し(実施年度:平成21年度～23年度)

## 4. ハローワークにおける取組の充実



## 福祉人材確保重点プロジェクト(平成21年度新規事業)

### ○ 事業概要

#### ◆ 福祉人材コーナーの設置

全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けてマッチング機能の強化を図る。

- ・ 各都道府県原則1箇所を設置。人材確保の困難な都市部は複数設置。(54箇所)
- ・ 介護分野の就業経験者等を配置。

#### <支援内容>

- ① 介護分野の就業経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- ② 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- ③ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ④ 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

#### ◆ 関係団体等とのネットワークの構築

福祉人材センター、介護労働安定センター等関係団体等とのネットワークを構築するとともに、求職者・求人者を対象に、各機関のノウハウ、情報を活用した合同説明会、合同就職面接会等を開催

# 福祉人材確保重点プロジェクトの拡充

平成21年度予算(7.4億円)

## ○ 支援内容

### 福祉人材コーナーにおける求人・求職者支援等

- ・ 福祉・介護サービス分野の経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- ・ 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- ・ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

### 福祉分野の人材確保に係るネットワークの構築

- ・ 都道府県(都道府県社会福祉協議会が運営する福祉人材センター)等との連携

※ 当該事業の対象職種は、介護、医療、保育分野

## ○ 実施体制

### 福祉人材コーナー

(全国の主要なハローワーク内に設置)

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員(1~2人)  
(介護分野の就業経験者等)

平成21年度補正予算(9億円)

## ○ 拡充内容

- ・ 他産業から離職した派遣労働者等の非正規労働者を対象とする、キャリアアップハローワーク、キャリアアップコーナー、安定就職コーナーに、介護分野への関心を持つ者等に対して介護分野の職業情報の提供等を行うとともに必要に応じて、「福祉人材コーナー」への誘導を行う人員体制を強化する。
- ・ 他産業からの離職者の参入等求職者数の増加に対応し、きめ細かな職業相談、職業紹介等を担当する福祉人材確保連携推進員を増員する。

## ○ 実施体制

### 福祉人材コーナー

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員+1人(2~3人)  
(介護分野の就業経験者等)

### キャリアアップハローワーク・安定就職コーナー等

職業相談員(福祉人材誘導)(1人)

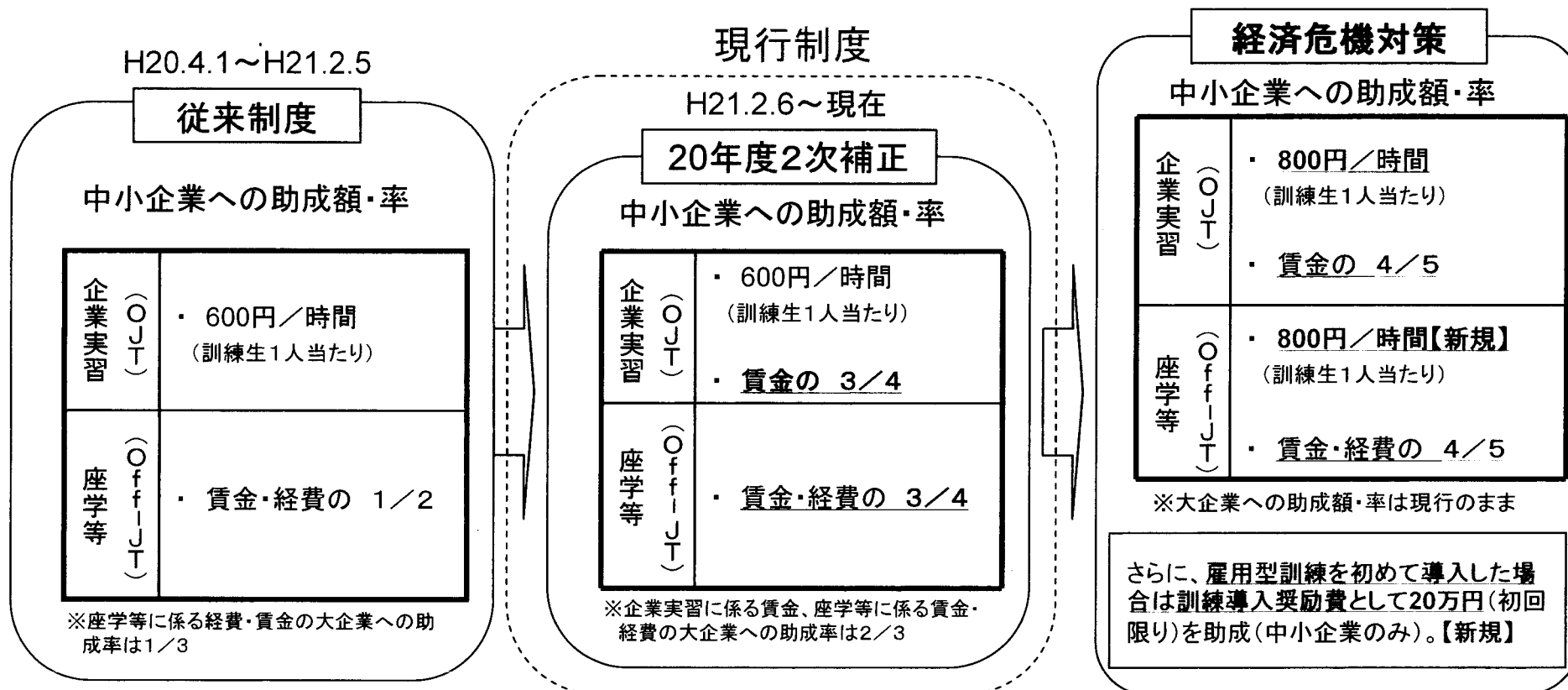
拡充

## 5. 能力開発施策の充実

# 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充

【①ジョブ・カード制度における雇用型訓練を実施する中小企業への助成の拡充(キャリア形成促進助成金の拡充)】 約12.4億円

ジョブ・カード制度において、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の職業能力形成機会に恵まれない方(正社員経験が少ない方)を雇用し、企業実習(OJT)と座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な職業訓練(雇用型訓練)を実施する事業主に対して、当該訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの。



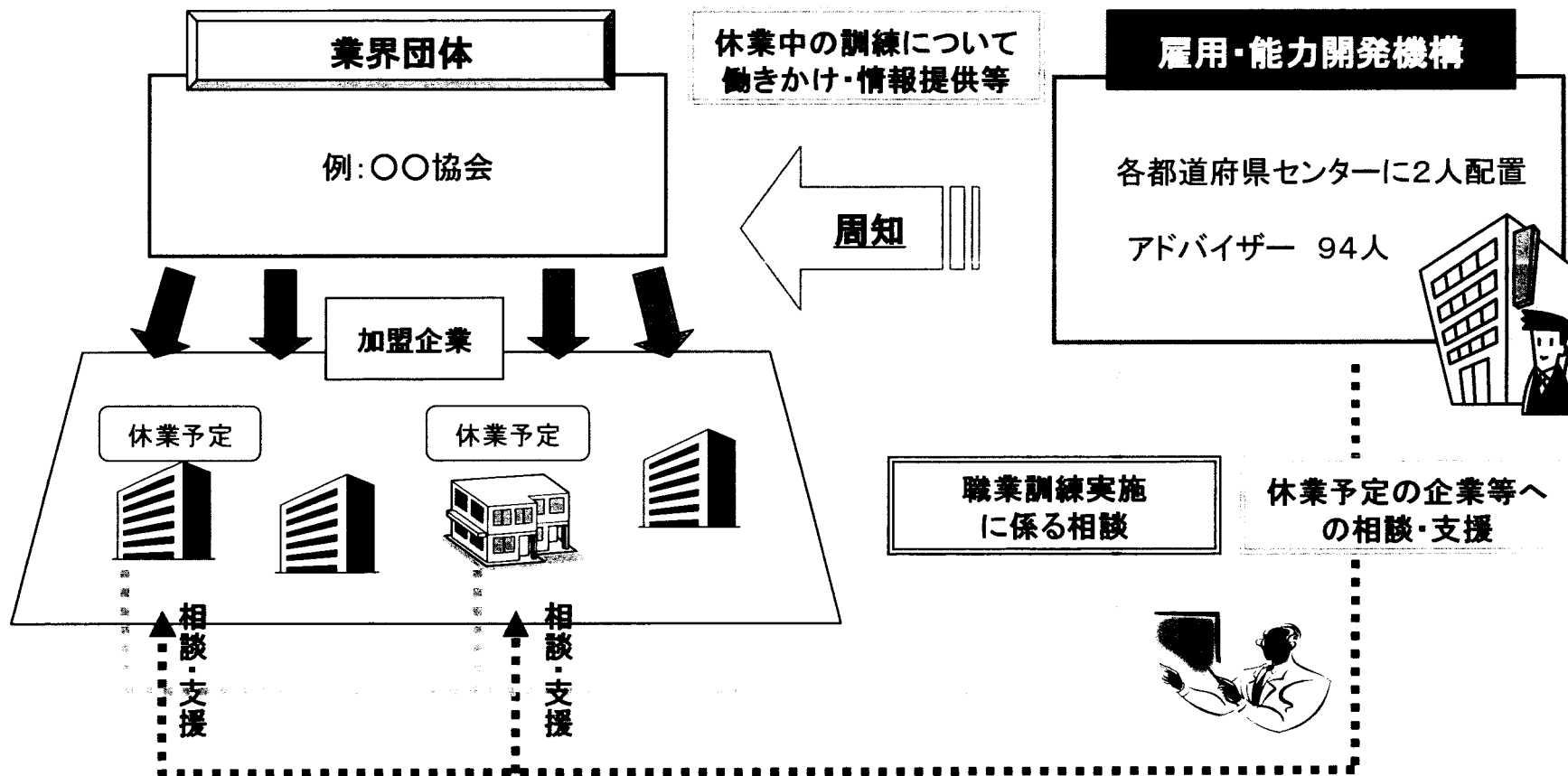
【②ジョブ・カード制度における委託型訓練の企業実習に要する委託費用の引上げ】 約15.6億円

企業実習の実習先の確保を図るため、委託訓練活用型デュアルシステム訓練(座学3ヶ月+実習1ヶ月)における実習を実施する企業に対する委託費を引き上げる。(2万4千円 → 6万円) [参考] 対象人員(平成21年度):42,000人  
(なお、企業実習先行型システム訓練(実習1ヶ月+座学3ヶ月)も同様に、企業実習に係る委託費を引上げ(3万6千円 → 6万円))

# 雇用調整事業主支援アドバイザー(仮称)

平成21年度補正予算要求額 約6億円

- 雇用調整事業主支援アドバイザー(仮称)を(独)雇用・能力開発機構に配置し、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、教育訓練の実施を希望する事業主に対して、訓練計画策定や実施機関に係る情報提供、指導員の派遣等教育訓練実施に係る総合的な支援を行う。
- 支援に係る周知については、業界団体を通じて、傘下事業主に提供。



## 様々な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡充

平成21年度補正予算要求額 約105億円

離職を余儀なくされた非正規労働者等、今後見込まれる失業者の増加に対応し、これらの者の就職の実現に向け、必要な離職者訓練を確保するため、離職者訓練の定員を更に拡充  
(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、緊急に2.7万人分を増)



平成21年度離職者訓練当初定員数: 約19万人 → **約22万人**

離職者等に対して、職種転換、スキルアップに必要な実務能力習得を支援するため、集合形式により、様々な民間機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。

主に専修学校等を活用し、医療、福祉、農業分野等、今後の雇用の受け皿として期待できる分野を中心に委託訓練を実施。

### ○ 2.7万人分の離職者訓練を拡充

**1. 長期訓練(6ヶ月以上)(18,500人)**

**2. 短期訓練(3ヶ月程度)(8,500人)**

(独)雇用・能力開発機構



委託費上限6万円  
(1人/月)

民間教育訓練機関等



離職者訓練の実施

# 託児サービスを付加した委託訓練の実施

平成21年度補正予算要求額 約6.2億円 対象人員 1,500人

民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。

【1ヶ月当たり66,000円を付加】

## 事業概要

【対象者】  
原則として就学前の児童を扶養し、  
訓練受講に当たって託児サービスが  
必要な者



雇用・  
能力開  
発機構



委託費  
1人66,000円/月

民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

3ヶ月～12ヶ月

座 学

就  
職

託児サービスの提供

施設内託児施設

提携周辺託児施設

# 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex  
製造業  
事業活動の縮小等を  
余儀なくされた事業主

ハローワーク

ニーズや状況に応じて  
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

## 1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

### ① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

### ② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

## 2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

### ① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

### ② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

## 3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

### ① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

### ② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

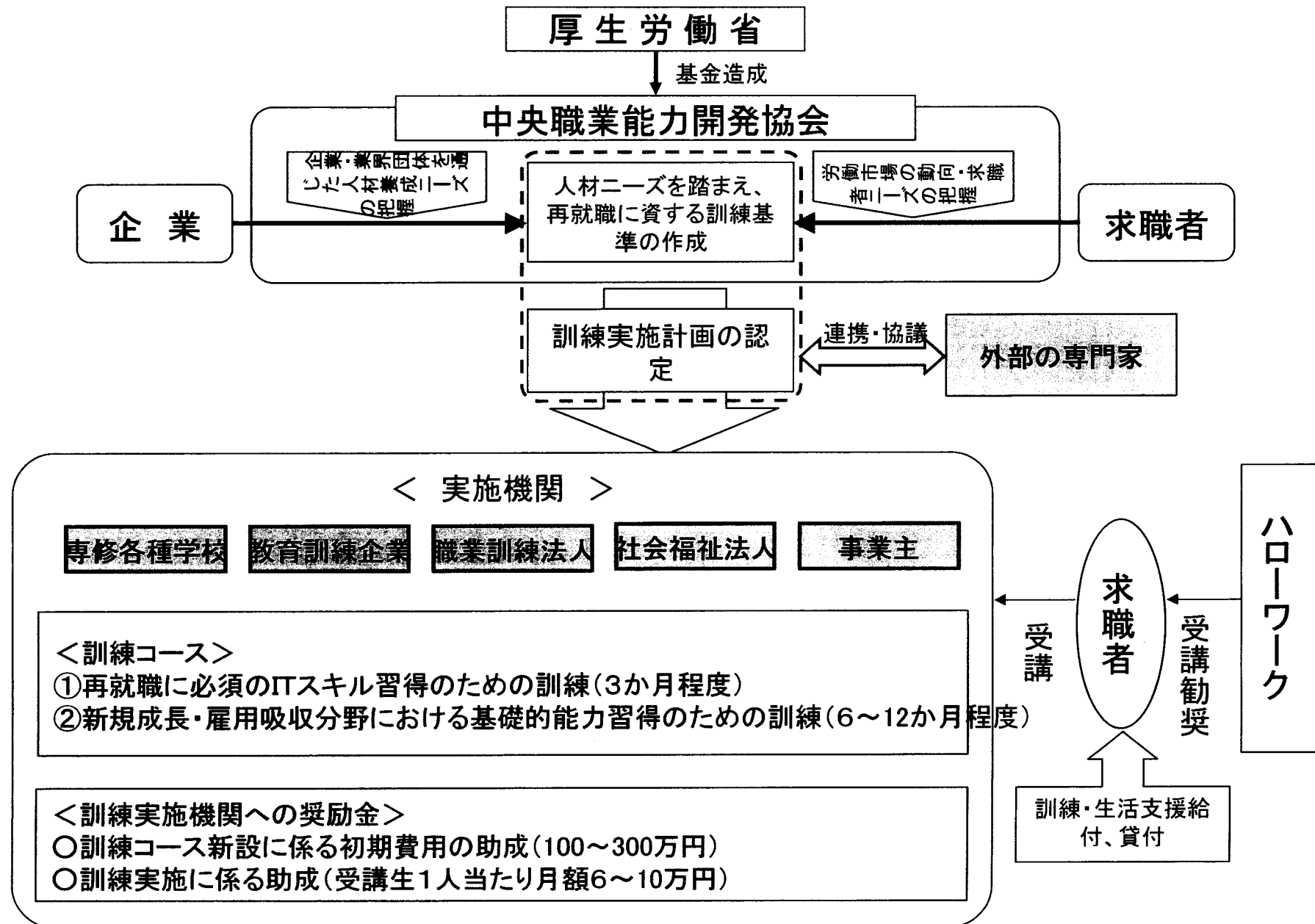
- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)



# ★ 緊急人材育成支援事業の概要



# 若年者、非正規労働者等の新規成長・雇用吸収分野訓練(案)

## 民間教育訓練機関

### 【基礎科目(共通)】

<訓練期間6月>

- 若年者等に配慮し、演習・実習を中心にした多様なカリキュラム編成とする。  
就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等を提供。  
実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。

#### <一般科目>

- ① 基礎学力の向上(数学、力学、図学等)

#### <基礎演習>

- ② 自己理解、職業マインド、表現スキル、人間関係スキル(コミュニケーション力)、思考スキルの向上
- ③ IT活用スキル向上(帳票作成、表計算等)
- ④ 事務処理能力向上(総務・経理、一般事務等)
- ⑤ ものづくり基礎力向上(基礎課題作成等)

#### <業界(医療、福祉、IT、教育、環境、観光、農業等)実習(可能な限り多様な業界を体験等できるよう設定)>

- ⑥ ガイダンス
- ⑦ 職場見学、職場体験 等

登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングの実施  
及びジョブ・カードの交付

### 【職種別実践演習(選択)】

<訓練期間3~6月>

- 希望職種等に係る実践演習の実施。
  - ① 座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式
  - ② 座学形式
  - ③ 事業主委託形式 等

#### 医療分野(医師事務作業補助者)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)

#### 介護分野(ヘルパー1・2級)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)
- ② 座学実習(6か月)

#### IT分野(情報処理技術者)

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 座学(6か月) ③ 事業主委託(3か月)

#### 農業分野 ② 座学実技(6か月)

#### 観光分野 等

#### ものづくり分野(電気設備)※

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 施設内訓練(6か月)

※ ものづくり分野は、機構又は都道府県で実施

希望業界、職種の絞り込み、就職に向けた  
アクションプランの策定(ジョブ・カード様式5の活用)

☆ジョブ・カード

訓練分野[業界・職種]ごとのキャリアマップ、  
能力評価基準等を活用したキャリア・コンサルティングの実施

## 6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等

# 福祉・介護人材確保対策の拡充について

## 背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

## 現行事業

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

### 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額: 320億円(セーフティネット事業費補助金)  
※2次補正予算
- ・ 事業概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付を行う。  
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

### 福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額: (1) 205億円(下記①～④)※2次補正予算  
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施  
(2) セーフティネット事業費補助金の内数  
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業  
②潜在的有資格者等養成支援事業  
③複数事業所連携事業  
④職場体験事業  
⑤福祉・介護人材定着支援事業  
⑥実習受入施設ステップアップ事業

## 今回の「新たな経済対策」における対応

平成21年度補正予算において実施

### 福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

### キャリア形成訪問指導事業

事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

・ 要求額: 98億円

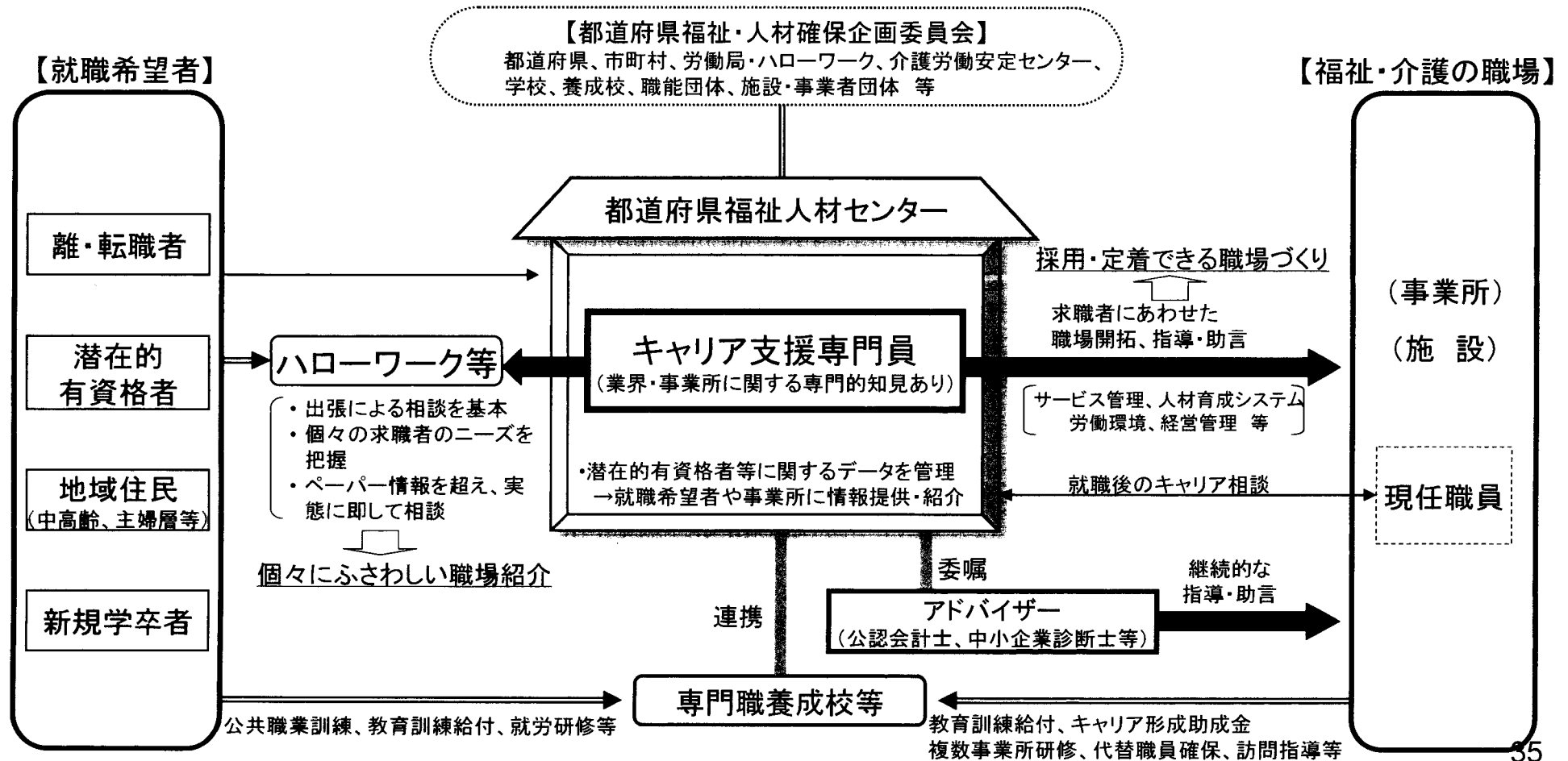
(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)

・ 補助率: 定額(10/10)

・ 実施主体: 都道府県

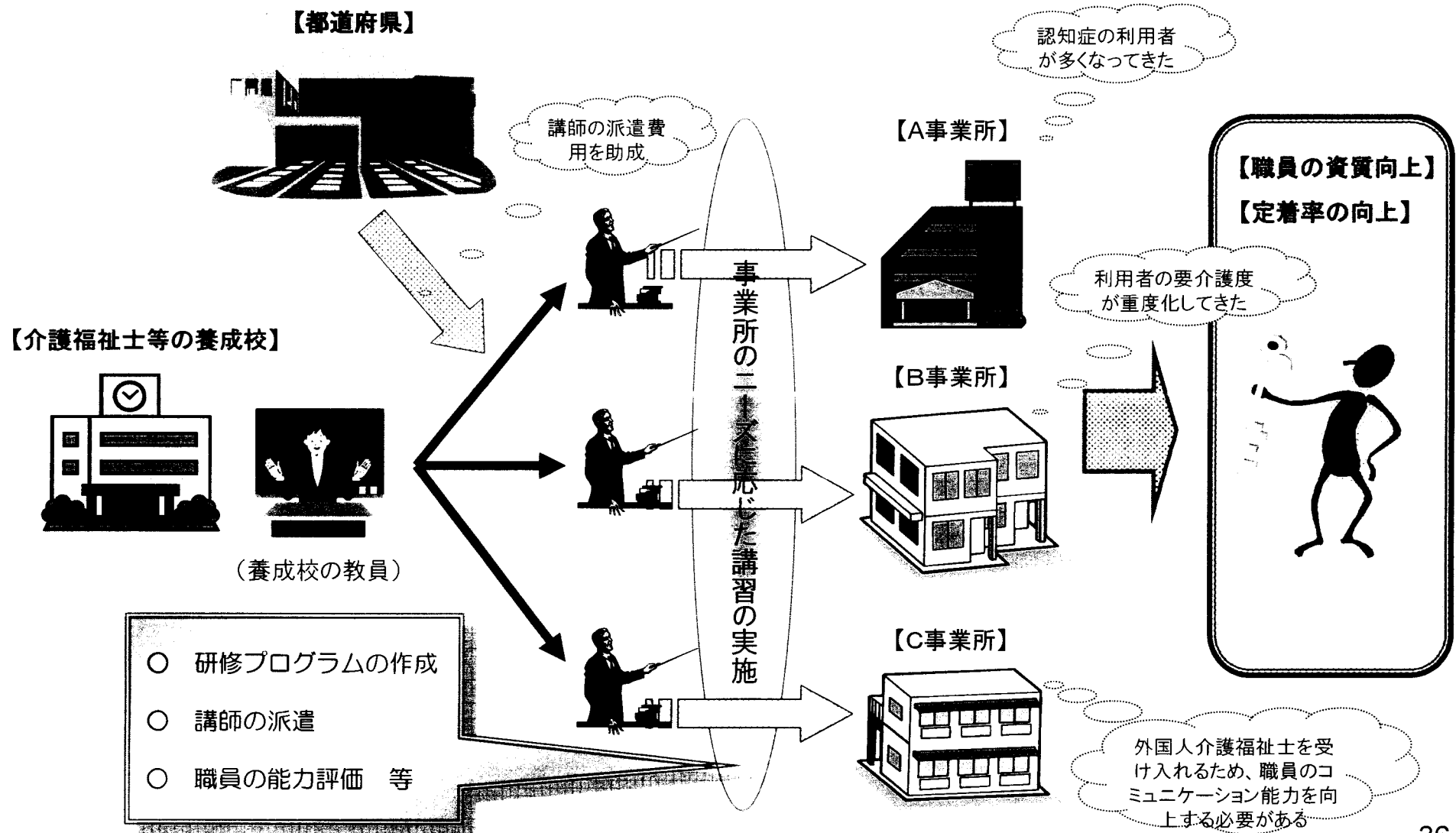
# 1. 福祉・介護人材マッチング支援事業

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



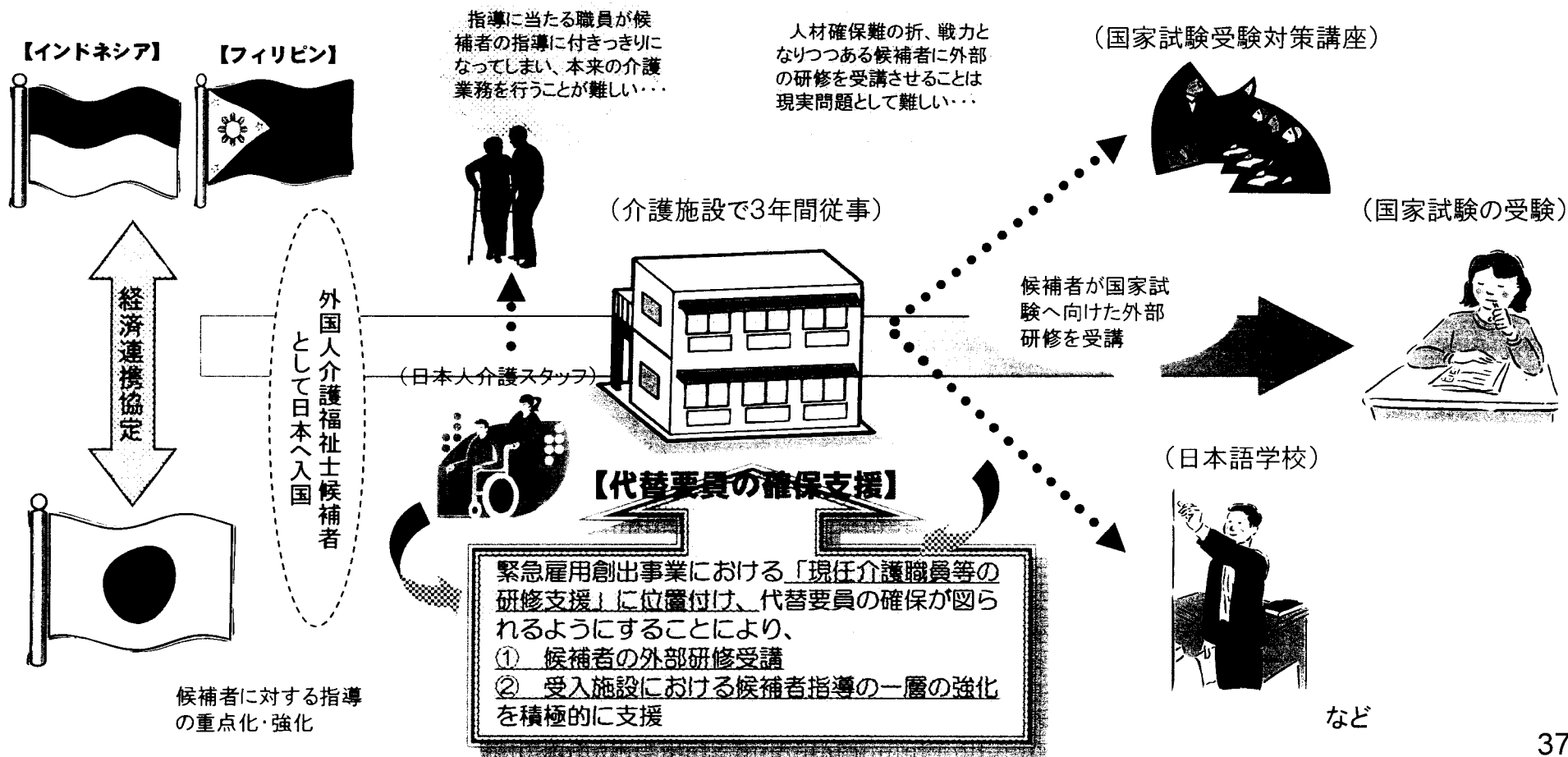
## 2. キャリア形成訪問指導事業

○ 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



# 「現任介護職員等の研修支援」における外国人 介護福祉士候補者の位置付けについて

○ EPAに基づき日本に入国し介護施設で従事する外国人介護福祉士候補者が、日本語学校や介護福祉士国家試験の受験対策講座等の外部研修に通う場合に、今般の経済対策における「現任介護職員等の研修支援」の対象に位置付け、代替要員の確保を支援する。



## 社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

### 耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

### スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

### 地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置(地域活性化・公共投資臨時交付金(内閣府)を活用)。(独)福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。



## 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

### 1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

### 2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 約 1, 062 億円

### 3 交付金の交付先

交付金は申請に基づき、都道府県に交付する。  
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

### 4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

### 5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

### 6 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し以下の事業を実施する。

## ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安全・安心を確保するため、社会福祉施設の耐震化整備を促進する。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

### 【対象施設】

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等)
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等)

## イ スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、社会福祉施設に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

### 【対象施設】

○ 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、  
肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、  
肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、  
内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、  
知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、  
知的障害者通勤寮、短期入所事業所

○ 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、  
精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

# 独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

## 耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

### 融資率

施設種類に応じて「70～80%」  
ただし、財特法又は特措法に基づき  
国の補助の特例を受ける場合は  
「通常の融資率+5%」(上限80%)



一律「90%」

### 貸付利率

施設種類に応じて  
「財投イコール～財投+0.5%」  
ただし、財特法に基づき国の補助の  
特例を受ける場合は「無利子」



一律「財投▲0.5%」(5年間)  
ただし、財特法に基づき国の補助の  
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

## スプリンクラー整備に係る優遇措置

### 融資率及び貸付利率



耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

### 貸付けの対象



- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する

## 経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 ※平成21年度末まで

### 資金使途

物価高騰に伴い一時的に  
必要となった資金  
(燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の  
変化により必要となった資金

### 貸付けの対象

改正

障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

### 保証人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上

# 社会福祉施設等設備整備費補助金の概要

## 1 目的

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、社会福祉施設等の生活に必要な不可欠な地震・火災などの緊急情報が得られるよう、地上デジタル放送を視聴できる環境を整備し、もって、社会福祉施設等の安全・安心を確保することを目的とする。

## 2 事業内容

地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために必要となる設備を補助するものである。

3 予算額 平成21年度補正予算額 113億円

## 4 対象施設

保護関係施設 救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設、社会事業授産施設

障害者関係施設 障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、障害者支援施設、共同生活介護、共同生活援助、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホームB型、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)、精神障害者退院支援施設、福祉ホーム

介護関係施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホーム

児童関係施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、児童相談所一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、保育所、児童家庭支援センター、児童厚生施設、放課後児童クラブ、自立支援ホーム

※ ただし、公立施設を除く。

## 5 補助対象

デジタルテレビ及びデジタルチューナー 170千円

アンテナ工事費 200千円

6 補助率 国 1/2 設置者 1/2

## 7. 母子家庭の母親に対する資格取得支援

# 経済危機対策（ひとり親家庭等対策の強化）

## 職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない  
・養成機関に通う際的生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実  
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）  
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供（★）  
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

## 職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う（★）

## 就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

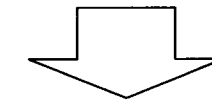
## 職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

## ひとり親家庭等の在宅就業支援

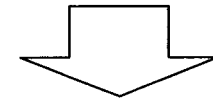
生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う（★）

## 母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



○貸付利率の引き下げ  
○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による事業等を活用し支援を実施

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のため、子ども（小・中・高校生）のいる家庭への学習支援のための新たな給付等を実施

★の事業については、父子家庭も対象。

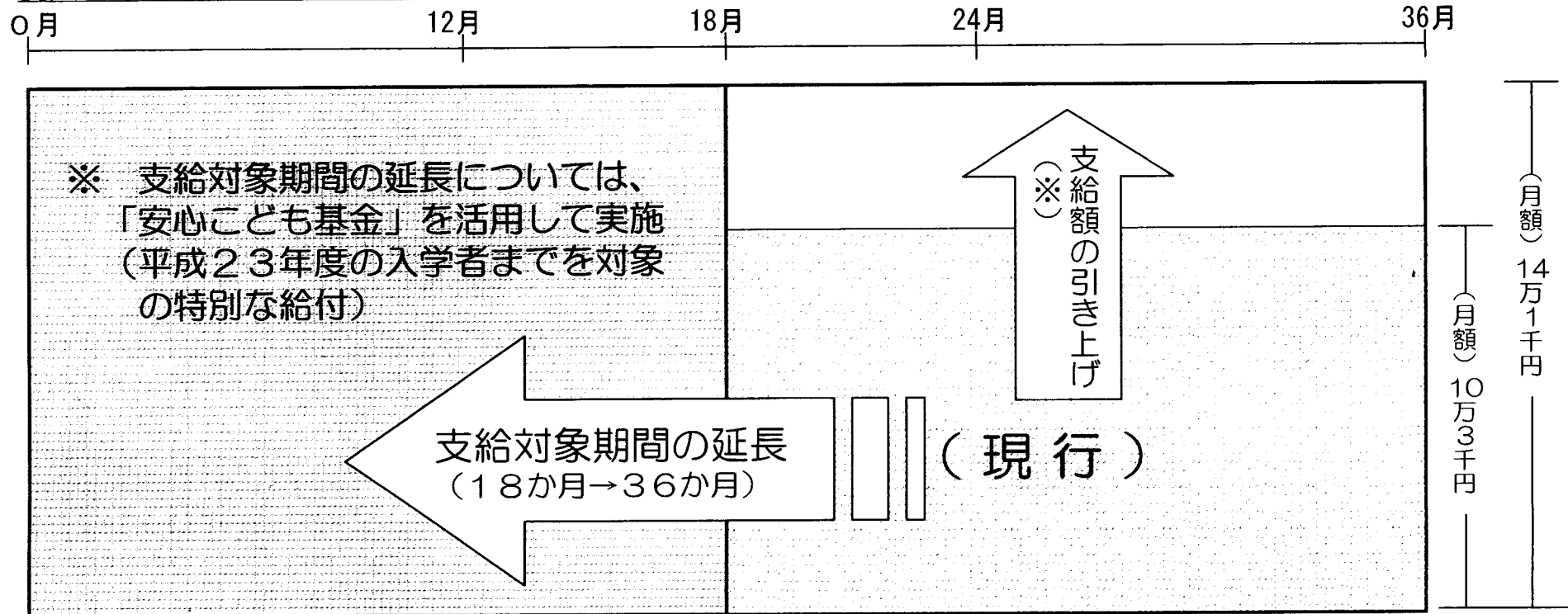


# 高等技能訓練の受講時における給付の充実

- 母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、**高等技能訓練促進費（修学期間の後半の1/2の期間）の支給額を引き上げる。【一般会計】**
- 特に現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、**支給対象期間を修業期間の全期間に拡大するとともに特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】**

[対象資格]：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

## 例) 3年間の看護師養成コースを利用する場合（住民税非課税世帯）



※ 住民税課税世帯についても、（月額）51,500円から月額70,500円へ引き上げ47

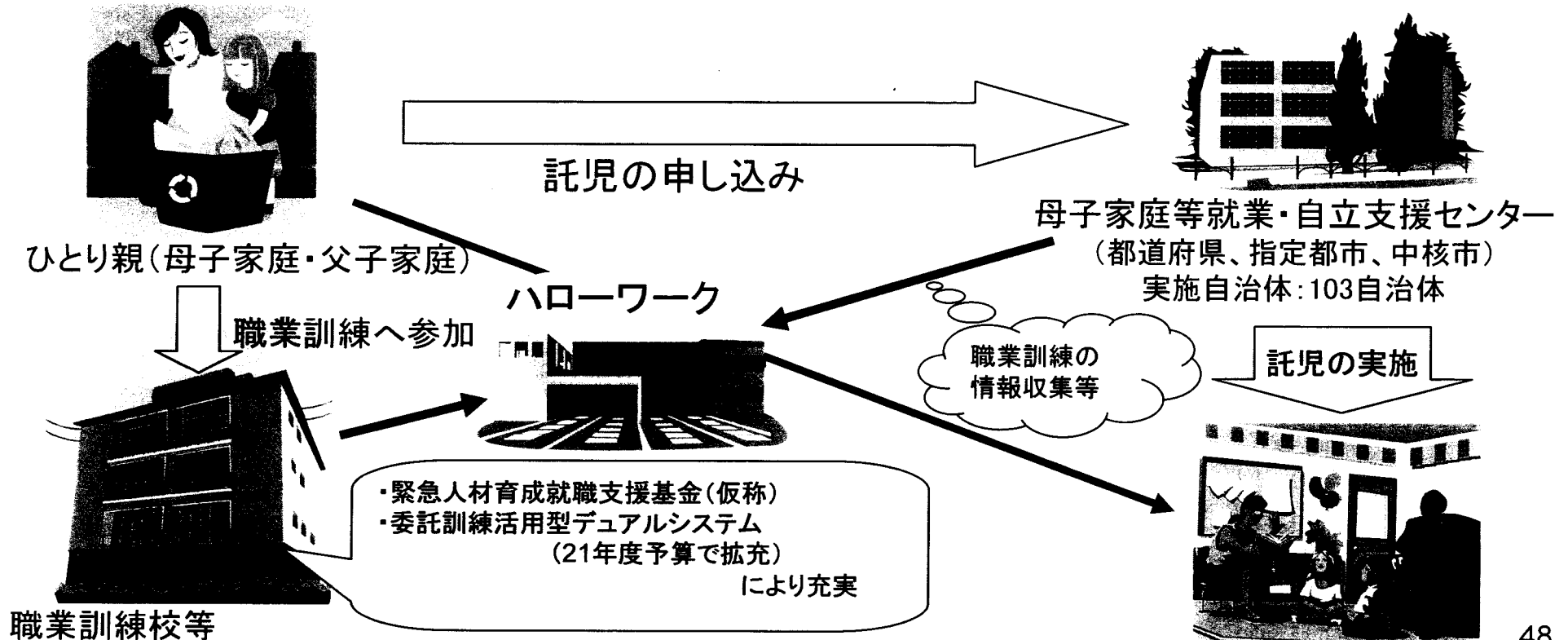
# 職業訓練受講時の託児サービスの充実

【安心こども基金】

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、母子家庭の母を含む就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上で託児サービスの充実が不可欠である。

このため、職業訓練に参加するひとり親の子どもへの託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センターにおいて提供する。

※併せて、市町村単位での託児サービス充実を図るため、母子家庭等日常生活支援事業において事務費の見直し（研修経費、託児場所の借上代等の追加等）を行う。



# 職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援 【安心こども基金】

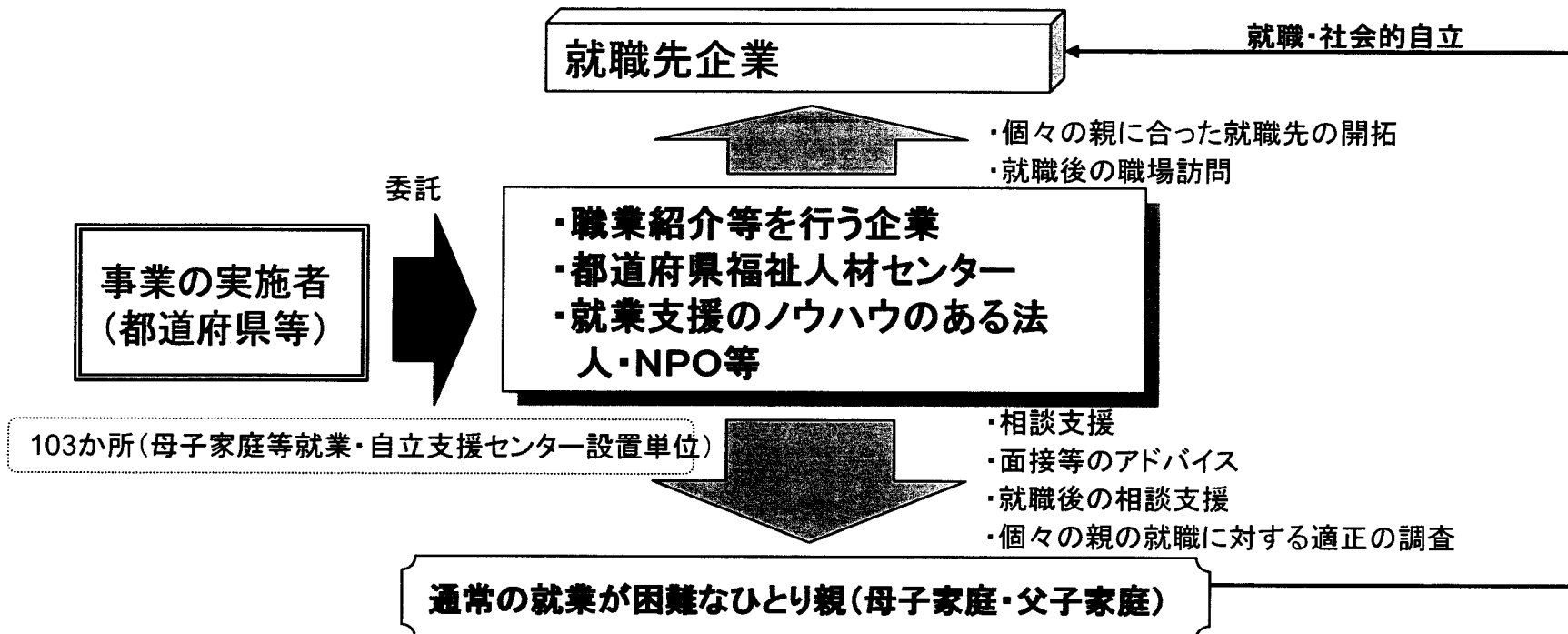
現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 母子家庭の就業率は84.5%であるが、常用雇用率は42.5%である。(平成18年度)  
母子世帯の平均年間収入は213万円(平成17年度)

※ 母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業を中断するなど、その就職・再就職に困難を伴うことが多い。



○ このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



# 介護分野における経済危機対策 (平成21年度補正予算(案))

福祉・介護人材確保対策に関する説明会資料

平成21年6月3日

厚生労働省老健局

# 介護分野における経済危機対策 (平成21年度補正予算(案))

## 目次

1. 介護基盤の緊急整備等について .....	1
2. 介護職員処遇改善交付金等について	
(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順 .....	38
(2) 交付金の執行方針 .....	43
(3) 基金条例案 .....	46
3. 現任・新規介護職員等の研修支援・養成	
(1) 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について .....	48
(2) 新規介護職員の養成について .....	54
4. 地域相談体制の強化 .....	58

# 介護基盤の緊急整備関係

**介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）による事業  
（介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）の概要**

1. 趣 旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県に基金を造設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行う。

2. 交付金の規模

平成21年度補正予算額 合計約2,495億円

3. 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用の対象とする。

4. 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度に基金を造成することを目的として都道府県に交付し、造成された基金を活用して、支出することができるものとする。

なお、基金解散時に残余財産が生じた場合は、国庫に納付（返還）する。

※ 基金を造成するため、各都道府県において平成21年度の可能な限り早期に基金にかかる条例等の制定を行う。

5. 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という）。を実施するため都道府県に基金を造成する。

(1) 特別対策事業の内容

詳細は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金特別対策事業一覧（別紙1）を参照。

ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

イ 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

(2) 特別対策事業の対象とならない事業

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既の実施している事業
- ② 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ④ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- ⑤ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(3) 都道府県からの助成

各都道府県は、管内市町村から提出された基金管理運営要領の第2の(3)基金事業の実施に定める特別対策事業実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。

6. 交付額の配分方法

各都道府県からの協議に基づき、配分する予定（別紙2参照）。

なお、協議については、

- ① 第一次協議：第4期事業計画分 + 「上乗せ整備分」 + 既存施設スプリンクラー整備分で配分する予定。
- ② 第二次協議：「上乗せ整備分」分等について配分する予定（平成21年度内）。  
の2回に分けて行うことを予定している。

7. 補助率

定額



<b>介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業一覧</b>
----------------------------------

項目	対象施設等	事業内容	実施主体
1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業	<p><b>①小規模施設（定員29名以下）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模特別養護老人ホーム</li> <li>・小規模老人保健施設</li> <li>・小規模ケアハウス(特定施設)</li> <li>〔以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする〕</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・夜間対応型訪問介護ステーション</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス(離島振興法等に基づくものに限る)</li> </ul>	左記の小規模施設等の創設や増設に対して、工事費等の必要経費を助成。	市町村
2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業	<p><b>①広域型施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人保健施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・老人短期入所施設(併設を含む)</li> </ul> <p><b>②有料老人ホーム</b></p> <p style="text-align: center;">(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)</p>	消防法施行令改正に伴い sprinkler 設置が義務付けられた左記施設のうち、既存施設であって sprinkler 未設置の施設が整備を行う場合、経費を助成。	都道府県
※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。	<p><b>③小規模多機能型居宅介護事業所</b></p> <p style="text-align: center;">(275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る)</p>	設置義務はないが、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、既存施設であって sprinkler 未設置の事業所が整備を行う場合、経費を助成。	市町村

## 介護基盤緊急整備等臨時特別交付金の配分方法等について

1. 予算額	約 2,495億円
(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円

### 2. 予算額の配分基礎単価

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業	約 2,212億円
---------------------	-----------

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における「面的な配置構想に基づく対象施設等」と同じ施設等。

#### ア 一床あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム 350万円(※)×定員数
- ・ 小規模（定員29人以下）の（特定施設入居者生活介護の指定を受ける）ケアハウス 350万円(※)×定員数

#### イ 一施設あたりの単価設定

- ・ 小規模（定員29人以下）の老人保健施設 4,375万円(※)／一施設
- ・ 認知症高齢者グループホーム 2,625万円(※)／一施設
- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点（事業所） 2,625万円(※)／一施設
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター 1,000万円／一施設
- ・ 夜間対応型訪問介護ステーション 500万円／一施設
- ・ 介護予防拠点 750万円／一施設
- ・ 地域包括支援センター 100万円／一施設
- ・ 生活支援ハウス（離島振興法等に基づくものに限る） 3,000万円／一施設

※ 平成21～23年度の3年間に限り、単価増を行うもの。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業	約 283億円
--------------------------	---------

#### ア 対象施設（設置主体が地方公共団体等であるものを除く。）

- ・ 広域型施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、老人短期入所施設  
  〔併設を含む〕
- ・ 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）

イ 単価設定

面積要件	㎡当たりの単価
275㎡以上～1,000㎡未満の場合	9千円/㎡ × 面積
1,000㎡以上の平屋建ての場合	17千円/㎡ × 面積

3. 都道府県基金造成のための配分方法

各都道府県からの協議に基づき、次の方法により配分する予定。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

$$\text{約} 2,212 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

$$\begin{aligned} \text{※ 第4期中における所要額} &= \text{第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額} \\ &+ \text{「上乗せ整備分」の所要見込み額} \end{aligned}$$

(2) 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業

$$\text{約} 283 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

4. 都道府県と市町村事業の配分について

都道府県は、1. (2) の事業において、都道府県が事業主体となる事業（別紙2の2の①及び②）と市町村が事業主体となる事業（別紙1の2の③）との配分割合については、地域の実情に応じて、管内市町村との協議を行った上で、決定することとする。

# 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称） の実施に係る事務の流れ（案） （予算科目：介護基盤緊急整備等臨時特例交付金）

## 【都道府県】（都道府県事業の実施と広域調整）

### 基金条例制定／基金積立

- 都道府県特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）
- 市町村特別対策事業実施計画書の取りまとめ（H21年度にH23年度末までの3年間分の管内市町村の計画の取りまとめ）
- 基金事業計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の基金の取崩計画）
- 市町村からの交付申請に基づく基金の取崩し、支出
- 都道府県特別対策事業の実施状況報告の作成
- 市町村特別対策事業実施状況報告の取りまとめ
- 必要に応じ基金事業計画の見直し

臨時特例  
交付金の  
交付申請  
特別対策  
事業実施  
状況報告

臨時特例  
交付金の  
交付決定

2①事業  
2②事業

小規模施設以外

## 【市町村（市町村事業の実施）】

市町村特別対策事業実施計画の策定（H21年度にH23年度末までの3年間分の計画を策定）

毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の作成

毎年度、市町村特別対策事業（補助金）の実施状況を報告

- 市町村特別対策事業実施計画書の提出
- 市町村特別対策事業（補助金）の交付申請書の提出
- 市町村特別対策事業実施状況報告の提出（補助金実績報告）

毎年度

交付申請に対する交付決定  
補助金の確定

事業説明・情報提供

小規模施設

1①事業  
2③事業

## 【事業者】

- 実施計画策定、補助金申請書作成、実績報告書作成

毎年度

## 【厚生労働省】 臨時特例交付金（H21年度補正予算計上）

- 臨時特例交付金の骨格作成
- 特別対策事業の実施方法（事業メニュー）の提示
- 基金条例（参考例）の提示
- 交付金交付要綱の作成・提示
- 基金運営要領の作成・提示
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等

# 都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

- ※1 都道府県及び市町村は、平成21年度に特別対策事業実施計画を策定  
 ※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成21年度に都道府県に対して報告

事業名	21年度	22年度	23年度	計
<b>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</b> ①小規模〔定員29名以下〕施設 ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
<b>2. 既存施設（※）の sprinkler 整備 特別対策事業</b> ①広域型施設（特養・老健・養護老人ホーム、短期入所） ②有料老人ホーム （主として要介護状態にある者を入居させるものに限る） ③小規模多機能型居宅介護事業所  ※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円 〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

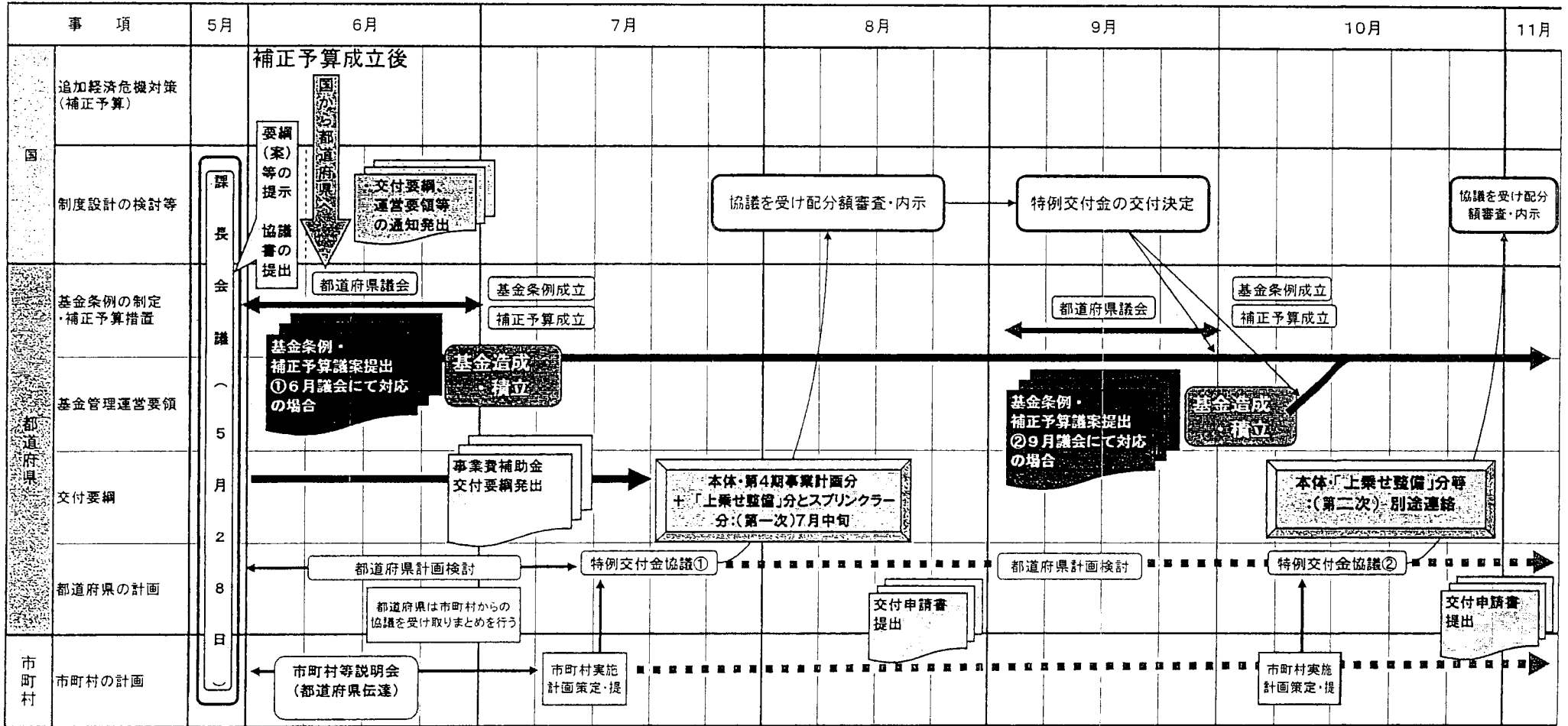
# 都道府県が策定する「基金事業計画」

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分) 事業メニュー-2①・2②	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(※市町村事業分) 事業メニュー-1①・2③	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

※都道府県が基金を取崩して、市町村の整備計画に対して補助する

# 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に基づく基金スケジュール



※ 今後、変更があり得るものである。

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、「未来への投資」として、都道府県が設置する基金に必要な経費を交付することにより、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の緊急整備や既存施設におけるスプリンクラー整備を支援することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成21年●●月●●日老発第●●●●●●号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額と運営要領に定める介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額の合計から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、こ



れを切捨てるものとする。

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$221,216,389 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期中における所要見込み額}}{\text{全国の第4期中における所要見込み額}}$$

※ 第4期中における所要見込み額は、次により各都道府県が算出する。

第4期事業計画（平成21～23年度）の所要見込み額

+ 「上乗せ整備分」の所要見込み額（厚生労働大臣が必要と定めた額）

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業分

次により算定するものとする。

$$28,254,571 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の経過措置期間（23年度末まで）における所要見込み額}}{\text{全国の経過措置期間における所要見込み額}}$$

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

(5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を

作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

#### (申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成22年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

#### (交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

#### (その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金) の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
  - (2) その他参考となる書類
    - ・ (参考様式) 特別対策事業計画内訳表

基金造成経費所要額調書

区 分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 介護基盤の緊急整備 特別対策事業分	/	/	/		/
(2) 既存施設のスプリンク ラー整備特別対策事 業分					
合 計					

## 基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合 計 額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(参考様式)

## 特別対策事業計画内訳表

### 1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分			小計	上乗せ整備分	合計
	21年度	22年度	23年度			
小規模特別養護老人ホーム (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設 (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設) (※1)	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム (※1)	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	※2 千円

※2 別紙1「基金造成経費所要額調書」(1)の(A)欄と一致させること。

### 2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人保健施設	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	※3 千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調書」(2)の(A)欄と一致させること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金  
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
  - (3) その他参考となる書類
    - ・(参考様式)特別対策事業実績内訳表

## 基金造成経費精算書

区 分	基金造成に 要する経費 の実支出額 (A) 円	寄付金その 他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入 額 (G) 円	差引過(△) 不足額 (G-E) 円
(1) 介護基盤の 緊急整備特 別対策事業 分								
(2) 既存施設の スプリンク ラー整備特 別対策事業 分								
合 計								



## 基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額 (円)	年利率	備 考
合 計 額				

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(参考様式)

## 特別対策事業実績内訳表

### 1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	第4期介護保険事業計画分			小計	上乗せ整備分	合計
	21年度	22年度	23年度			
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	※2 千円

※2 別紙1「基金造成経費所要額調書」(1)の(A)欄と一致させること。

### 2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人保健施設	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	※3 千円

※3 別紙1「基金造成経費所要額調書」(2)の(A)欄と一致させること。

(別記様式3)

平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)調書

平成21年度 厚生労働省所管

(都道府県)

国			都道府県								備考
歳出予算科目	交付の決定額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 交付金 相当額	支出済額	うち 交付金 相当額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)介護保険制度運営推進費											
(目)介護基盤緊急整備等 臨時特例交付金											

21

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）管理運営要領（案）

第1 通則

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ア 基金の設置目的
- イ 基金の額
- ウ 基金の管理
- エ 運用益の処理
- オ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

ア 基金事業計画の作成等

(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。

(イ) 都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業計画を策定するものとする。

(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業計画及び都道府県の特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を策定する。

イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（第2の（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年6月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）のアの（ウ）の「23年度末」を「24年6月末」と読み替えるものとする。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の事業実施状況報告については、（7）のイによるものとする。

### 第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業とする。各事業の対象施設等その他の詳細については、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

ウ 都道府県は、ウの助成決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ウ イに基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業者に対し都道府県が助成することにより実施する特別対策事業の場合

都道府県が、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として事業者に助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、都

道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業者は、特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を特別対策事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙〇の様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- イ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (2) のイ、ウ及びエに掲げる条件

イ 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければ



ならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。

以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

a. 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

b. 建物等の用途

c. 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(ク) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(ケ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、

契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

オ 事業者がイより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (1) のキ、(2) のカ及び(3) のエにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (1) のス、(2) のケ及び(3) のオにより付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

## 第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、地域介護・福祉空間整備交付金の面的整備計画の考え方に準じて、計画ごとに助成するものとし、次により算出する。

なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 計画に記載された事業につき、対象経費の実支出額の合計額と、別表1第●欄に定める配分基礎単価を基に「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号本職通知）」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要項」に準じて算出した基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

② 別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2の第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①及び②により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算して取り扱うこととする。

## 第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業の詳細

項目	対象施設等	配分基礎単価	対象経費	補助率
<p>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</p>	<p>①小規模施設（定員29名以下）                      ・小規模特別養護老人ホーム                      ・小規模老人保健施設                      ・小規模ケアハウス（特定施設）                      [以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする]                      ・認知症高齢者グループホーム                      ・小規模多機能型居宅介護事業所                      ・認知症対応型デイサービスセンター                      ・夜間対応型訪問介護ステーション                      ・介護予防拠点                      ・地域包括支援センター                      ・生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）</p>	<p>・小規模特別養護老人ホーム 350万円×定員                      ・小規模ケアハウス 350万円×定員                      4, 375万円/一施設                      2, 625万円/一施設                      2, 625万円/一施設                      1, 000万円/一施設                      500万円/一施設                      750万円/一施設                      100万円/一施設                      3, 000万円/一施設</p>	<p>市町村の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）                      ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>
<p>2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業</p> <p>※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。</p>	<p>①広域型施設                      ・特別養護老人ホーム                      ・老人保健施設                      ・養護老人ホーム                      ・老人短期入所施設（併設を含む）</p> <p>②有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）</p> <p>③小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）</p>	<p>1, 000㎡以上の平屋建ての場合                      17千円/㎡</p> <p>275㎡以上、1, 000㎡未満の場合                      9千円/㎡</p>	<p> sprinkler 整備計画に基づく施設等の sprinkler 整備（ sprinkler 設備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）                      ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>

## 別表 2

## 特別対策事業に係る配分基礎単価の特別措置

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額

## 〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）条例（参考例）

### （設置の目的）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することを目的とする。

### （基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が国から交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

### （管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### （運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### （繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### （処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### （委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

### （この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

○ 都道府県等による補助に対する地方財政措置の拡充について

1 平成18年度に一般財源化された都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）による補助金に対しては、

- ・ 「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度にその100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

2 今般、平成21年度補正予算（案）に計上している市町村交付金の拡充（単価の増）と併せ、都道府県等による補助金についても、その地方財政措置の拡充を検討しているところである。

詳細については総務省において検討中であるが、特別の地方債発行額の算定基礎について、次のとおり見直しされる予定である。

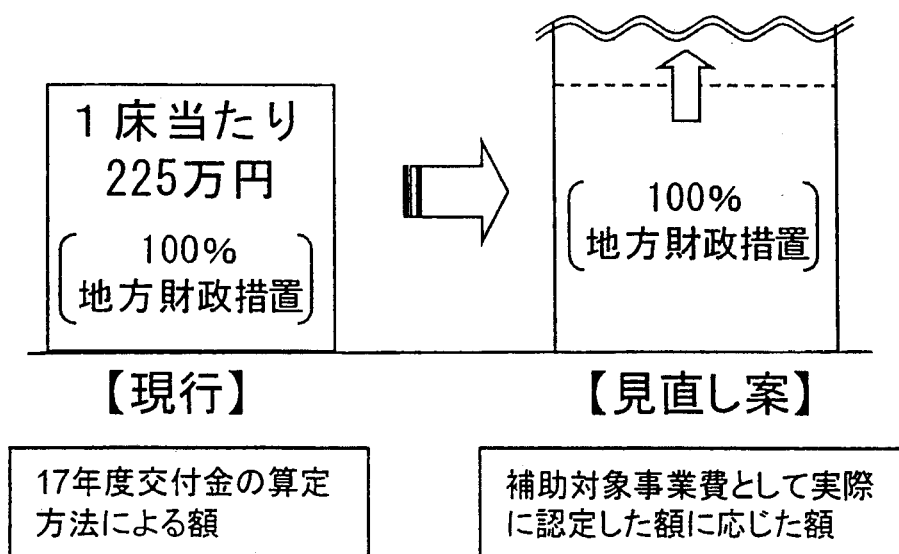
**現 状**

- ・ 一般財源化前の平成17年度都道府県交付金の要綱等に基づいて算定した額（特別養護老人ホームの場合、1床当たり225万円×定員数）

**見直し(案)**

- ・ 各都道府県等が実情に応じ補助対象事業費として実際に認定した額に応じた額

イメージ図



※ なお、市町村交付金の拡充（地域密着型特別養護老人ホームの場合、1床当

たり200万円 → 350万円)に係る考え方は次のとおり。

- ・ 現在、特別養護老人ホームの公共スペース（居室及び共同生活室等個人の利用に係るものを除いた部分）を対象に、1床当たり400万円の事業費（整備実績のうち低価格な水準）を対象としているところ、平成21～23年度の3年間に限定し、最近の標準的事業費を勘案して700万円を補助対象事業費とすることとしたものである。

3 上記及び次の点を踏まえつつ、各都道府県等の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

- ① 今回の地方財政措置の拡充については、国の経済危機対策（市町村交付金の拡充：単価増）に併せ行われるものであるが、都道府県等において行われる上乗せ補助（施設整備補助金における1/4相当分）について、拡充（単価増）することを義務づけるものではないこと。
- ② ①のとおり拡充は求めないものの、介護拠点整備を緊急に推進する観点から、事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、現在の都道府県等による上乗せ補助（1/4相当分）に係る補助金額等について、今回の措置に伴い切り下げることなく、少なくとも現行の補助制度を維持していただきたいものであること。



# 施設開設準備経費等に対する支援（案）

## ① 施設開設準備経費助成特別対策事業

### 1. 事業の目的

円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

### 2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。

(3) 対象施設 (都道府県事業)：  
特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム  
(市町村事業)：  
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 対象条件 新規開設又は増床に伴う円滑な開設のため、開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備を行うこと。

(5) 対象経費（開設前の6ヶ月間に係る経費）

- ・ 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ・ 開設のための普及啓発経費  
（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催）  
（利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
- ・ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ・ 開設に当たっての周知・広報経費  
（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ・ 開設準備事務経費  
（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）
- ・ その他開設の準備に必要な経費

(6) 助成額 60万円×定員数（※）を上限とする。  
※小規模多機能型居宅介護事業所は、宿泊定員数とする。

3. 予算額 約673億円（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

## ② 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

### 1. 事業の目的

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。

### 2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行う。

(3) 対象施設  
・事業主体

- ① 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム  
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間企業等民間事業主体が整備・運営主体となるもの

(4) 助成条件 助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限る。  
(保証金は対象外とする。)  
定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。  
※契約内容を確認の上、決定すること。

(5) 助成額 定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成する。  
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする

### 3. 留意事項

- ・ 定期借地権設定に際しての一時金については、その名称に関係なく、地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）を補助対象とし、保証金の性格（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要するもの）を有するものは対象としない。

4. 予算額 約125億円（別途配分方法に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

## (参考) 都道府県事務費 (①及び②に係る事務費)

### 1. 目的

今回の補正予算措置に伴う、都道府県の基金事業の管理、運営等の事務処理に要する費用に充てることにより、都道府県の事務負担の軽減を図りつつ、追加経済危機対策の一層の推進を支援するため、都道府県に事務費を交付する。

### 2. 内容

(1) 実施主体 都道府県

#### (2) 対象経費

##### ア 説明事務費用

- ・ 説明会開催費用（管下市町村、事業者向け説明会の会場費、定期借地権研修会の定借アドバイザー講師謝礼、通信運搬費、関係書類作成費他）
- ・ 周知に要する費用（ホームページ作成、掲載費用、広報誌掲載発行、概要チラシの作成費用等）

##### イ 実施事務費用

- ・ 交付金申請から実績報告までの一連の事務費（申請書の審査等に要する経費〔賃金職員雇上費用〕、振込手数料、通信運搬費 等）

(3) 助成額 厚生労働大臣が必要と認めた額

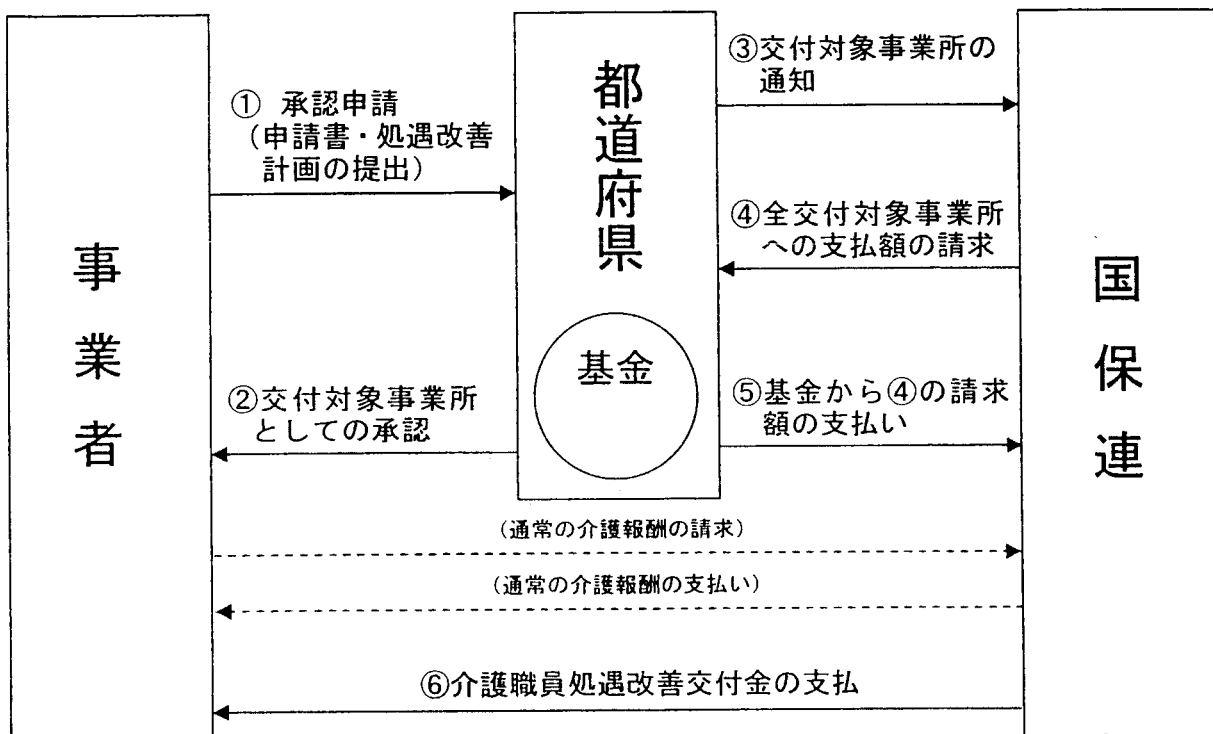
3. 予算額 ①及び②の内数（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

介護職員処遇改善交付金等  
関係

## (1) 都道府県の事務作業内容・事務手順

### 介護職員処遇改善交付金(仮称)の執行の仕組みについて(案)

#### 1. 執行のスキーム (イメージ)



#### 2. 都道府県の実施事務内容

##### (1) 事前の準備

##### ① 都道府県の基金の造成

介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成（以下「本事業」という。）については、都道府県が基金を設置して実施することとしており、この基金に要する費用に充てるため、国から都道府県に対して、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を交付することとしている。

この交付金のうち、「介護職員処遇改善交付金」事業に充てる額の算定については、43ページのとおりである。また、この基金のため、各都道府県において条例の整備が必要となるが、当該条例の参考例（素案）については先般お示ししているところであり、「(調整中)」としていた部分を追記したものを46ページに掲載しているので、これを今後の作業の参考とされたい。

##### ② 対象事業者の把握

本事業の対象となるすべての事業所を都道府県において把握する必要があるため、管内市町村の指定を受けた地域密着型サービス事業者について、管内市町村からの情報の提供を受けること。

### ③事業者への事前説明

本事業については、本年10月サービス分から対象となる事業者に助成することとしており、各都道府県において、準備が整いしだい、事業者からの申請を受け付けていただくこととしている。

については、この申請事務等を円滑に実施するため、各都道府県の実情に応じ、本年7月中を目途として管内の介護事業者を対象とする説明会を開催し、本事業による助成を受けるための申請手続や承認要件、交付額等について、事前に周知を図りたい。

## (2) 事業者からの申請処理

### ①承認申請受付

本事業による交付金の交付を受けようとする介護事業者は、都道府県に対して、各事業所における介護職員1人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画書を添付して、交付の申請を行う。

申請は、原則として事業所単位で受け付けるものとするが、事業所単位での申請が実態にそぐわないと認められる場合には、事業者単位で受け付けても差し支えない。

また、申請は通年で受け付けるものとし、承認については、その決定がなされた年度の末日（サービス分）まで有効とする。したがって、基本的に、事業者は、年に1回申請を行うこととなる。承認を得られなかった事業者については、同一年度内に再度申請することもできる。

### ②申請書審査・対象事業所の承認

事業者からの申請書及び処遇改善計画書を、都道府県において審査を行う。

このとき、処遇改善計画書が、賃金改善の要件等を満たしていれば、都道府県は、当該事業者を本事業の交付金の対象事業者として承認するものとする。

### ③国保連へのデータ送付

都道府県は、承認した事業者の経営する事業所（以下「交付対象事業所」）について、国保連に伝達する。

国保連においては、交付対象事業所について、

- ・事業所異動連絡票情報の登録
- ・通常の介護報酬の請求時における本事業の交付金の額の算定
- ・都道府県に対して、全交付対象事業所への支払い額等の伝達を行う。

### ④国保連への資金の移動

都道府県は、国保連からの全交付対象事業所への支払い額の伝達を受け、当該額を基金から支出、国保連に支払う。

（これを受けて、国保連は、各事業所に介護職員処遇改善交付金を支払う。）

国保連においては、交付対象事業所について、

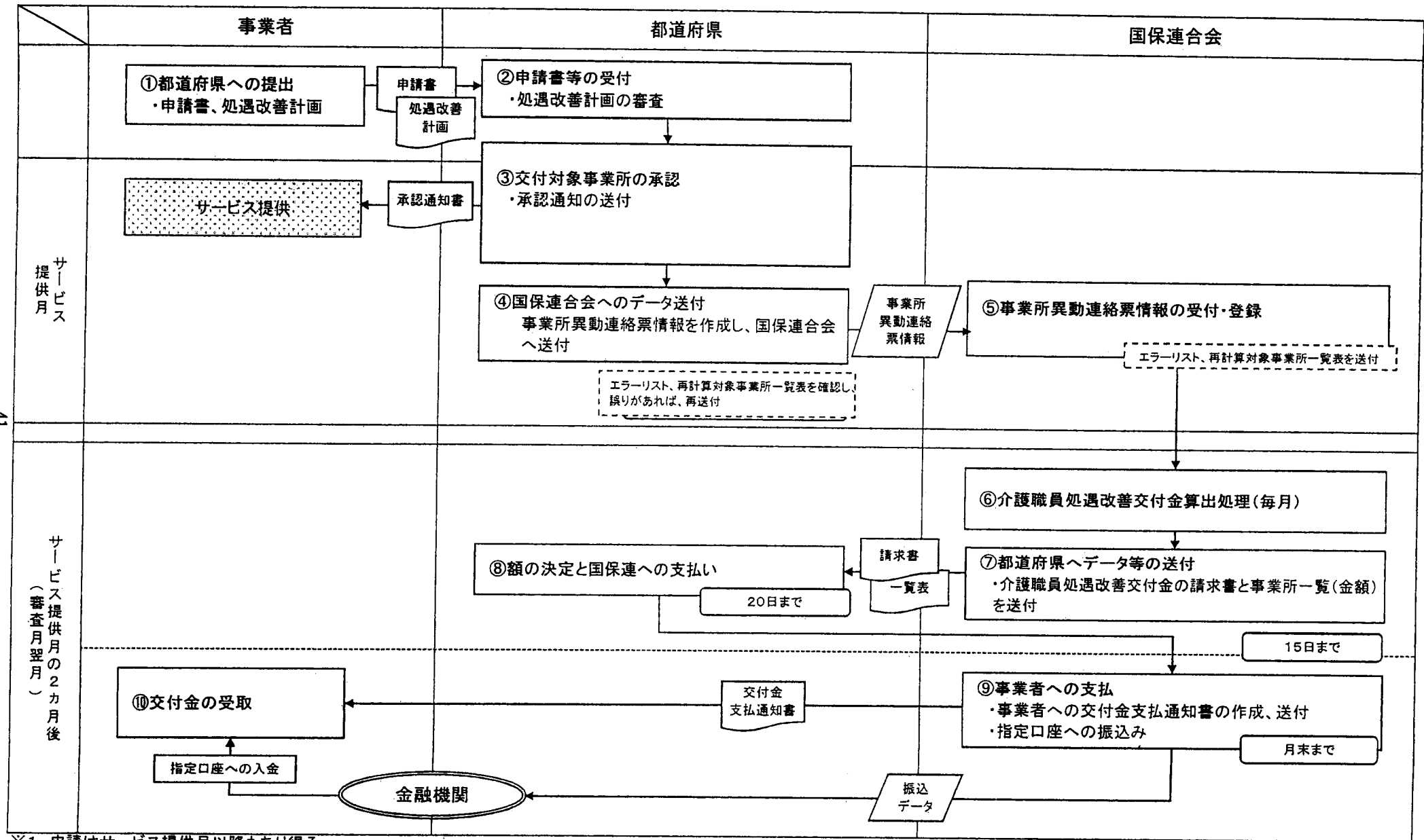
- ・交付金支払通知書の作成、送付
- ・指定口座への振込み

を行う。

《今後のスケジュール》

- 〔 7月 介護事業者への説明会
- 〔 8月 準備のための申請受付開始
- 9月 条例整備・基金造成、交付対象事業所の認定
- 10月 (算定対象サービスの提供開始)
- 11月 (算定対象サービスの請求)
- 12月 交付金の支払い開始 (国保連)

介護職員処遇改善交付金(仮称)にかかる事務処理の流れ(案)

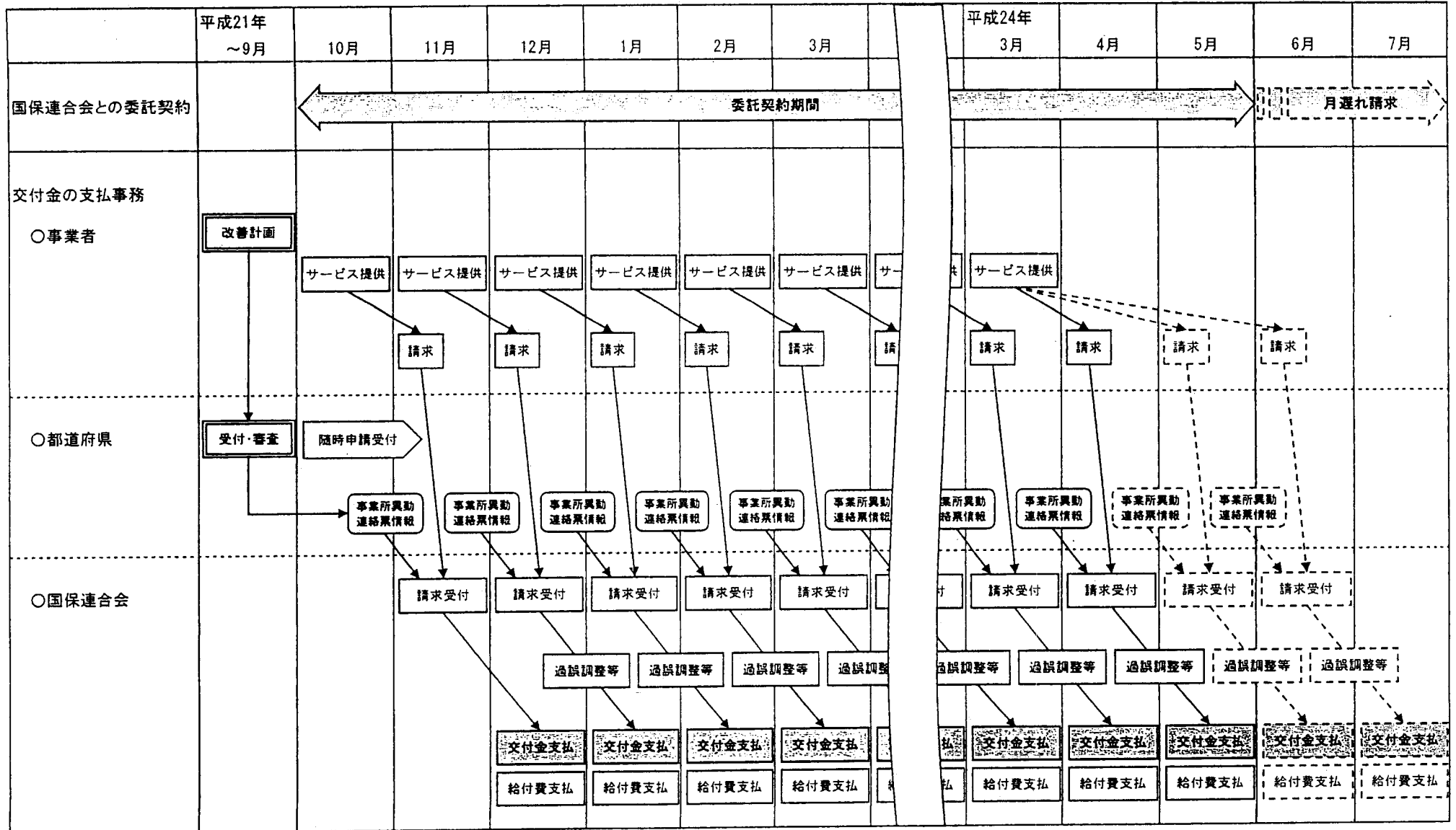


※1 申請はサービス提供月以降もあり得る。

※2 国保連への事務委託の範囲については、各都道府県の実情に応じて変更することが可能である。



介護職員処遇改善交付金(仮称)に係る事務処理等の流れ(委託契約期間中の支払サイクル)(案)



※請求とは、介護報酬本体の請求である。

※平成21年10月サービス分に係る交付金の支給については、当該月より前の過誤調整は行わない。

※国保連合会において把握できない過誤(保険者が直接行ったもの)については、都道府県と事業者間で行う。

※国保連合会において平成24年7月(委託期間の最終月)の月遅れ請求に係る交付金支給後の過誤調整等は行わない。

## (2) 交付金の執行方針

### 介護職員処遇改善等臨時特例交付金の予算執行方針（案）

#### 1 介護職員処遇改善交付金（事業費）分

(1) 予算額 3923億円

#### (2) 配分方法

$$3923\text{億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期における交付金所要見込み額}}{\text{全国の第4期における交付金所要見込み額}}$$

※ 交付金所要見込み額は、第4期の介護報酬総額に当該交付金の交付率等に乗じて各都道府県が算出するもの。

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

#### (3) 今後の執行時期（予定）

平成21年  
6月まで

・各都道府県から交付金所要見込額を調査（1回目）

7月～9月

・交付額の配分を決定し、そのうち7割を内示（1回目）

・交付決定（1回目）

平成22年  
1月～3月

・各都道府県から10月以降に施行状況を踏まえた交付金所要見込額を調査（2回目）

・交付額の配分を再決定し、残りの額（全体で3割）を内示（2回目）

・交付決定（2回目）

#### 2 介護職員処遇改善交付金（事務費）分

(1) 予算額 51億円

#### (2) 配分方法

以下の①と②を合計した額

① 基本定額分（人件費①、システム改修費）

1県あたり 22,801,700円

② 事業所数比例分（人件費②、通知書作成、説明会開催等の物件費）

$$40\text{億円} \times \frac{\text{当該都道府県の請求事業所数（サービス別）}}{\text{全国の請求事業所数（サービス別）}}$$

- ※ 請求事業所数は、直近の実績（交付金対象サービスのものに限る。）。
- ※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

(3) 今後の執行時期（予定）

- ・ 事業費の内示・交付決定（1回目）にあわせて  
全額を内示、交付決定

3 施設開設準備経費助成特別対策事業分

(1) 予算額 約673億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬     | ・ 内示              |
| 8月末          | ・ 申請書提出           |
| 9月           | ・ 第一次協議分の交付決定     |

※ 第二次協議の時期については検討中。

4 定期借地権利用による整備促進特別対策事業分

(1) 予算額 約125億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬     | ・ 内示              |
| 8月末          | ・ 申請書提出           |
| 9月           | ・ 第一次協議分の交付決定     |

※ 第二次協議の時期については検討中。

※ 事務費助成特別対策事業分（3及び4に係る事務費）

別途示す配分率に基づき、厚生労働大臣が、必要と定めた額を予算の範囲内で各都道府県へ配分するものとする。

### (3) 基金条例案

#### 〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)条例(参考例)(素案)

##### (設置の目的)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく制度の円滑な運営及び介護職員のさらなる処遇の改善等を図るため、〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (基金の額)

第二条 基金の額は、〇〇(都道府)県が交付を受ける介護職員処遇改善等臨時特例交付金の額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

##### (繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (処分)

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく指定を受けた事業者の行う介護職員の賃金改善に要する経費を当該事業者に助成する事業のための財源に充てる場合
- 二 〇〇(都道府)県又は市町村が行う施設開設準備経費助成特別対策事業のための財源に充てる場合
- 三 〇〇(都道府)県又は市町村が行う定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための財源に充てる場合
- 四 前各号の助成を実施するための準備経費等の財源に充てる場合

##### (委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条第一号及び第四号の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例中第六条第二号及び第三号の特別対策事業にかかる部分については、当該事業の実施を目的として基金事業の延長をした場合、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。
- 4 前二項の場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

現任・新規介護職員等の研  
修支援・養成関係

### 3 現任・新規介護職員等の研修支援・養成

#### (1) 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業について

##### ア 緊急雇用創出事業について

- 平成21年度補正予算(案)では、平成20年度第2次補正予算で措置された緊急雇用創出事業(1,500億円)において都道府県に創設した基金を3,000億円積み増し、事業の拡充を図ることとされているところ。
- 緊急雇用創出事業の拡充に際し、介護・福祉等の分野は、重点的に雇用創出を図ることとされており、3,000億円の積み増し分のうち、都道府県への交付額の算定にあたっては、500億円分を介護職員数等の客観指標に応じて配分することとしており、下記の事業を含め、これらの分野における積極的な活用を図られたい。  
なお、500億円分は積み増し分を交付する上で用いた算定方法であり、これらの分野における上限値や目標値ではないことを申し添える。
- また、緊急雇用創出事業は、地域の実情に応じて実施するものであり、以下の事業を地域の実情に応じてアレンジしたり、地域のニーズに応じて、介護・福祉分野に係る別の事業を実施することも可能である。

##### イ 具体的な事業内容について

- 緊急雇用創出事業の拡充に伴い、介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員(以下「介護職員等」という。)の資質向上等を図るとともに、地域におけるさらなる雇用創出を図る観点から、介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業(以下「本事業」という。)を、緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。
- 具体的な本事業の内容としては、  
事業例1 介護サービス事業所又は施設(以下「事業所等」という。)が、現に雇用する介護職員等(以下「現任介護職員等」という。)の資質向上を図るため、当該現任介護職員等を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合に必要な代替職員を雇用する事業  
事業例2 外部機関からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合に必要代替職員を雇用する事業



事業例3 インドネシア又はフィリピンとの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等が、当該介護福祉士候補者に事業所等が策定する研修計画に基づき、外部の日本語研修等を受講させる場合等に必要な代替職員を雇用する事業等を想定している。

- 事業例1にいう研修等について、具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において必要であると認める研修等とされたい。  
また、研修等は事業所等を離れて行うものに限らず、事業所等内で行う研修等も含み、その形式については、講義形式・実技指導形式等いずれによることも可能であると考え。  
なお、研修等の実施主体は事業所等の外部機関である必要はなく、事業所等自らが実施する（又は外部に委託して行う）研修等でも可能である。
- 本事業により雇用する代替職員の雇用期間については、実質的には1年間が限度となる（緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため。）。
- 本事業により雇用する代替職員の勤務時間については、現任介護職員等が研修に参加する（講師に従事する）時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいと考えている。
- 都道府県におかれては、将来の高齢者人口の増加を見据えた介護人材の育成・確保をより一層図る観点からも、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ積極的な活用をされたい。  
また、管内の事業所又は施設に対して、
  - ・ 本事業を活用することにより事業所等の介護職員等に対し研修の機会をより一層確保できること
  - ・ 事業所等の介護職員等の資質向上は、サービスの質の向上につながるものであること
  - ・ 本事業において雇用した代替職員は将来の介護サービスの担い手たりうる者であること等を広く周知し、本事業の積極的な活用を促されたい。
- 以下に、本事業におけるQ&A（案）を示すので、都道府県におかれては参考とされたい。

現任介護職員等の研修支援事業におけるQ & A（老健局振興課作成）

- ※ 緊急雇用創出事業に関しては、「緊急雇用創出事業の実施について」（平成21年1月30日厚生労働省職業安定局長通知）（以下「通知」という。）及び「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業に関するQ & A」（以下「緊急雇用創出事業等Q & A」という。）も併せて参照されたい。（通知及び緊急雇用創出事業等Q & Aについては都道府県労働部局に配布済み）
- ※ なお、本Q & Aは現時点における考え方を示したものであり、今後内容に変更が生じることもあり得る。

○ 研修の内容等について

（問1）事業例1にいう「研修等」とはどのような研修を指すのか。

（答）対象となる研修等について具体的に定めることは想定しておらず、都道府県において適当と認める研修等とされたい。なお、例えば次のような研修等を想定している。

- ・ 介護職員基礎研修、訪問介護員研修（1級課程・2級課程）
- ・ ユニットケアリーダー研修
- ・ 認知症介護実践研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修
- ・ 介護福祉士国家試験受験対策講座
- ・ 介護支援専門員研修
- ・ サービス提供責任者実務者研修
- ・ 都道府県又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等
- ・ その他介護職員等の資質向上に有益であると判断される研修等

（問2）事業例2には、事業所等で新規に雇用した介護職員等に係る教育担当者を当該事業所等の現任介護職員等より任命し、OJTを行う場合も含まれると解して良いか。

（答）事業例2における「講師等」には、OJTを行う教育担当者は含まれないものとする。

（問3）事業例3では、外国人介護福祉士候補者について外部の日本語研修等を受講させた場合の代替要員を確保する事業が例示されているが、事業所等の職員を教育担当者とした場合の代替要員を確保する事業は対象とならないのか。

（答）事業所等の職員が、外国人介護福祉士候補者の教育担当者として指導を行うことにより、本来の業務に専念できないような場合であって、当該職員の代替職員を確保する場合には対象として差し支えないものとする。

なお、この場合、本事業により雇用できる代替職員の人数は、当該教育担当者の勤務時間数と同等の勤務時間数を確保するために必要な人数が上限となる。

(例) 教育担当者が週40時間勤務する場合の代替職員の人数の上限

- ・ 週40時間勤務する代替職員を1人雇用 → 可
- ・ 週20時間勤務する代替職員を2人雇用 → 可
- ・ 週30時間勤務する代替職員を1人と週10時間勤務する代替職員1人の合計2人を雇用 → 可

#### ○ 事業の実施について

(問4) 本事業と介護職員処遇改善交付金との関係はどうか。

(答) 本事業は現に介護に従事する職員が研修を受講するにあたって、研修受講中は介護における労働力が低下することから、代替職員によりその補填を行うことを目的としているものであり、介護処遇改善交付金とはその目的・趣旨が異なる。したがって、研修受講者及び代替職員に対する賃金等の一部を介護職員処遇改善交付金から支出することも可能である。

#### ○ 代替職員について

※ 緊急雇用創出事業等Q&Aの19～25も併せて参照されたい。

(問5) 本事業に係る事業経費の水準はどの程度か。

(答) 本事業における事業経費については、代替職員の雇用形態、各地域の賃金相場や雇用情勢により各都道府県において必要とされる経費は様々であると考えられる。また、緊急雇用創出事業においては、都道府県の事業全体の事業費のうち人件費(賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担を含む)の占める割合が概ね70%以上であることとされていることも併せて考慮し、各都道府県において適切な設定をされたい。なお、都道府県は自らの財源により、事業の上積みをする事及び事業を受託した法人が事業費以外の財源を当該代替職員の人件費に充てることも可能である。

(問6) 代替職員の対象は介護職員のみか。

(答) 基本的には、介護職員(訪問介護員等)を念頭に置いているが、地域の実情を踏まえ適切に判断されたい。ただし、介護施設等に従事する事務職員については本事業の対象職種とはならないものとする。

(問7) 代替職員の募集方法について。

(答) 受託事業者が、ハローワーク等に登録をするほか、人材派遣会社を活用す

るなど様々な方法が考えられる。また、都道府県のホームページ等で随時情報提供をされたい。

(問8) 代替職員の勤務日は現任介護職員等の研修参加日に限られるのか。

(答) 代替職員の勤務日が現任介護職員等の研修日である必要はない。

(問9) 代替職員は、研修に参加する現任介護職員等1人につき1人か。

(答) そのようなことはなく、例えば次のような雇用が可能である。

(例) 事業所が作成した研修計画において、

職員A 週3時間研修

職員B 週3時間研修

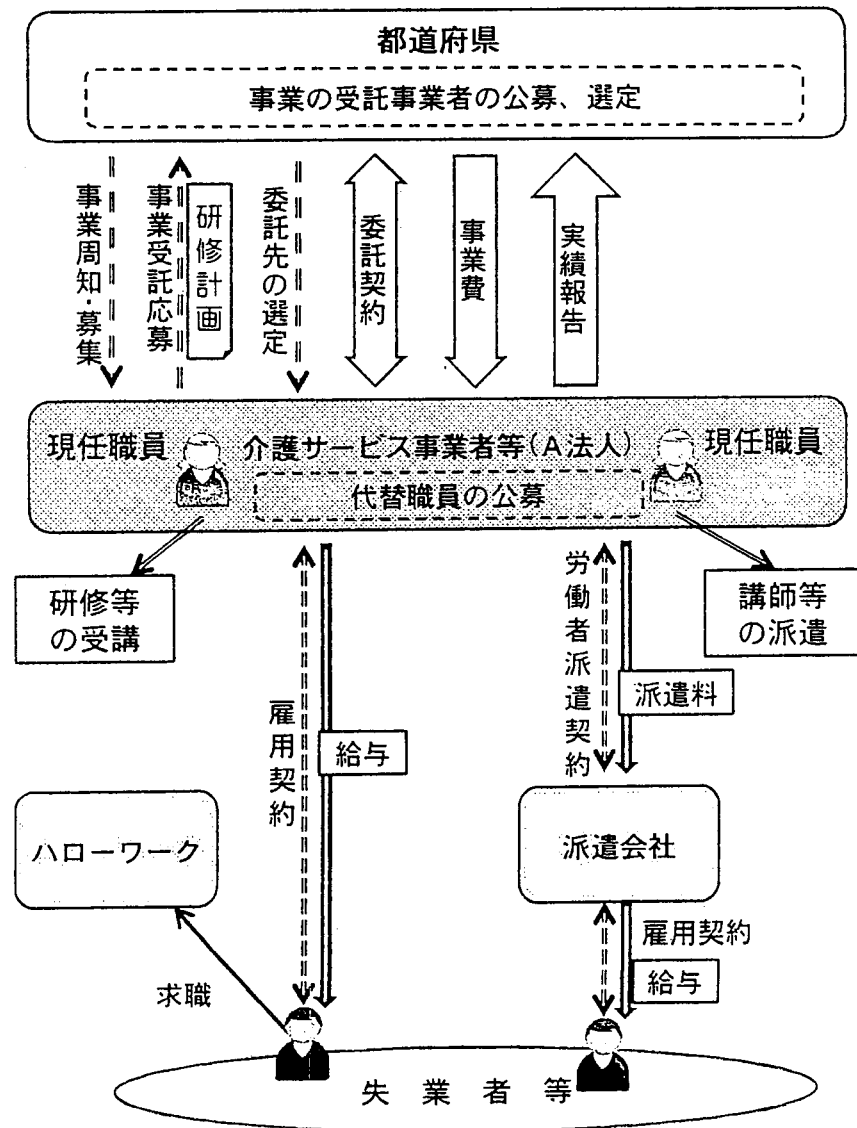
職員C 週4時間研修      研修時間の合計＝週10時間

現任介護職員等が研修に参加する(講師に従事する)時間数の合計を当該代替職員の勤務時間の合計で除した数が4分の1以上であることが望ましいことから、週40時間勤務の代替職員D(複数名の場合はそれぞれの代替職員の勤務時間の合計が週40時間)の雇用が可能である。

# 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業の流れ（例）

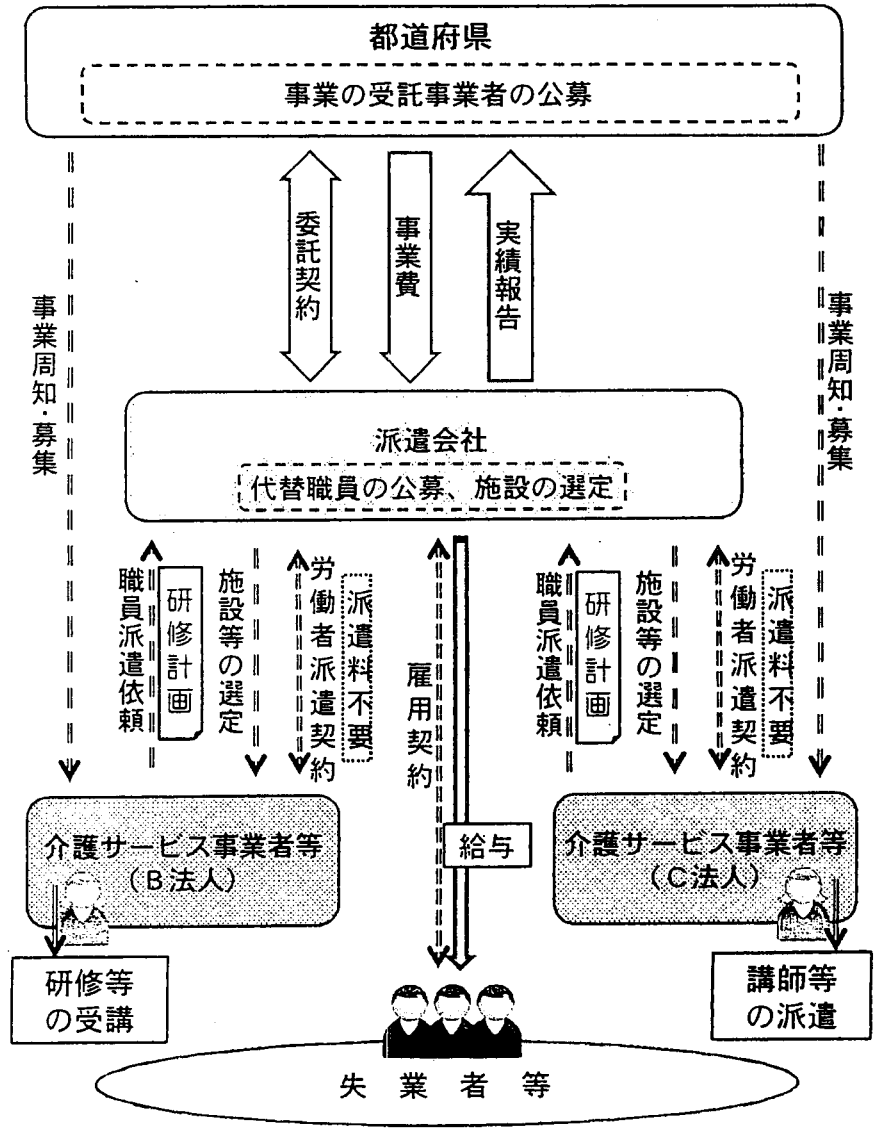
## 1. 個々の介護サービス事業者等に事業委託をするケース

（委託先が複数になることが原則）



## 2. 派遣会社に事業委託するケース

（一般的には委託先は地域ごとに一業者になると思われる）



これらは事業のスキームの例示であり、他の形態で事業を行うことは差し支えない。

## (2) 新規介護職員の養成について

### 社会福祉施設等における職業訓練について

- 介護職員等の確保を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう、今般の経済対策で創設される予定の緊急人材育成・就職支援基金に基づく事業として、民間教育訓練機関等による介護ヘルパー2級や介護職員基礎研修などの資格取得を目指す訓練に加え、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。

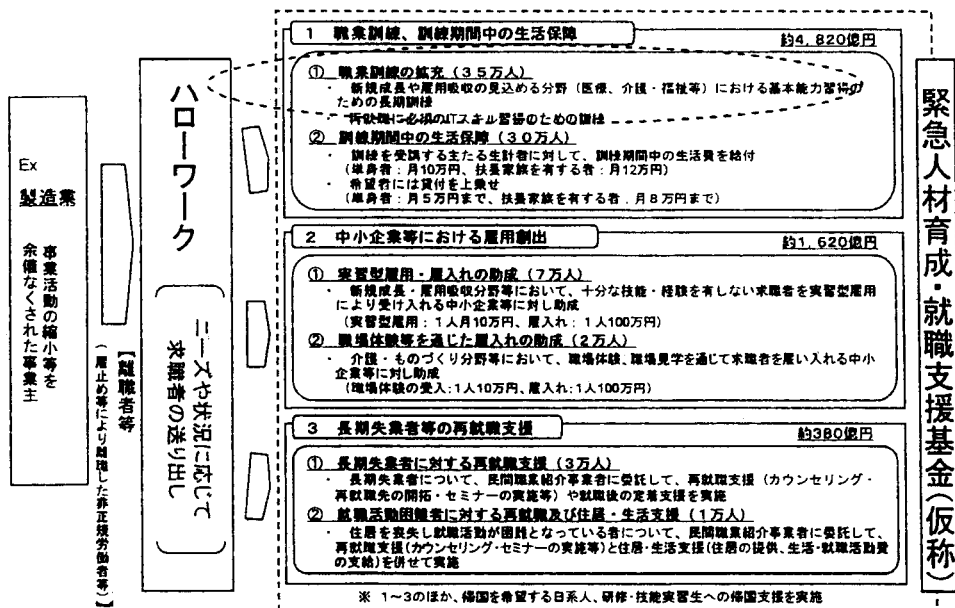
社会福祉施設等における職業訓練は、当該基金のうち、新規成長・雇用吸収の見込める福祉分野で求められる基本能力習得のために訓練を実施するもの。

- 緊急人材育成・就職支援基金事業のスキームは下図のとおりとなっている。当事業は緊急人材育成支援事業として実施され、基金は中央職業能力開発協会に創設される。基金による職業訓練は、同協会が策定する訓練基準に基づき、これに適合する場合、基金訓練として認定され、当該職業訓練を行った場合に訓練奨励金が支給される仕組みとなっている。

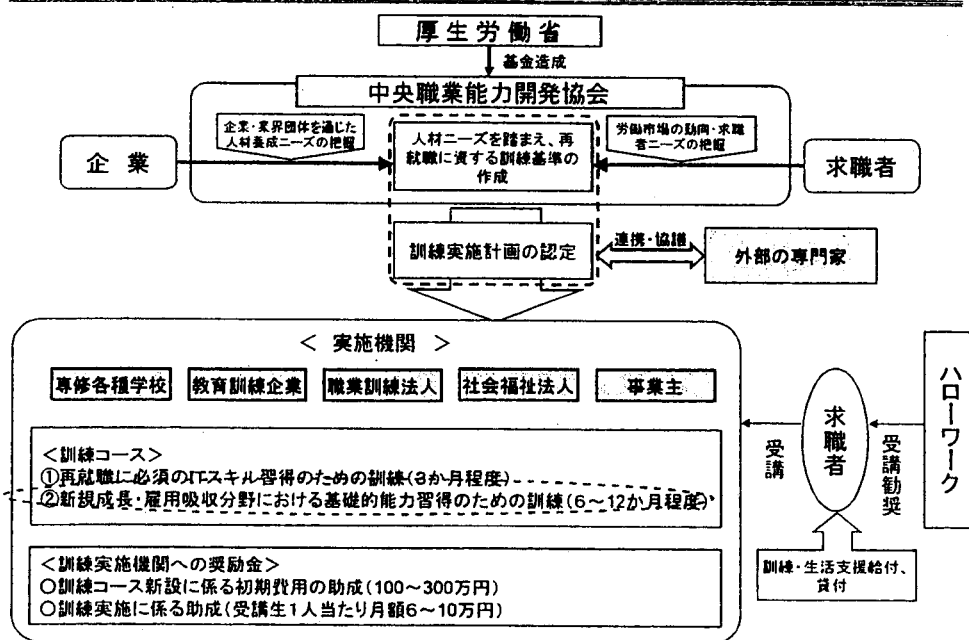
### 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。



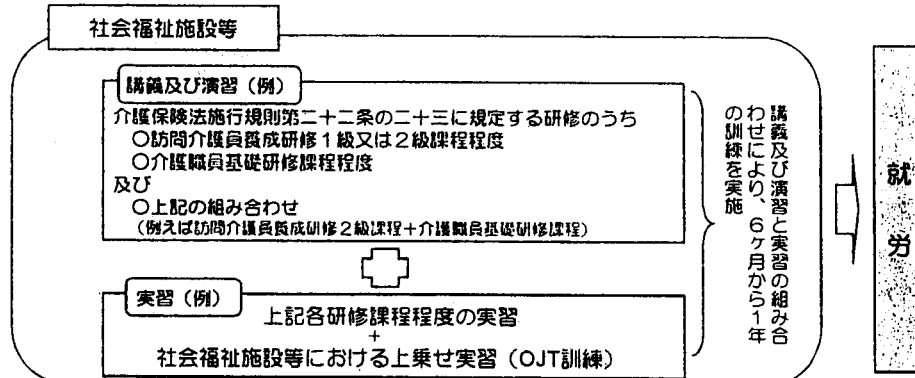
## ★ 緊急人材育成支援事業の概要



- 実際にどのような訓練を実施するかについては、座学や、座学と実習を組み合わせたもの、事業所における実習など、より実践的な能力を習得することができるような内容とする予定である。

### 社会福祉施設等で行う職業訓練のイメージ (素案)

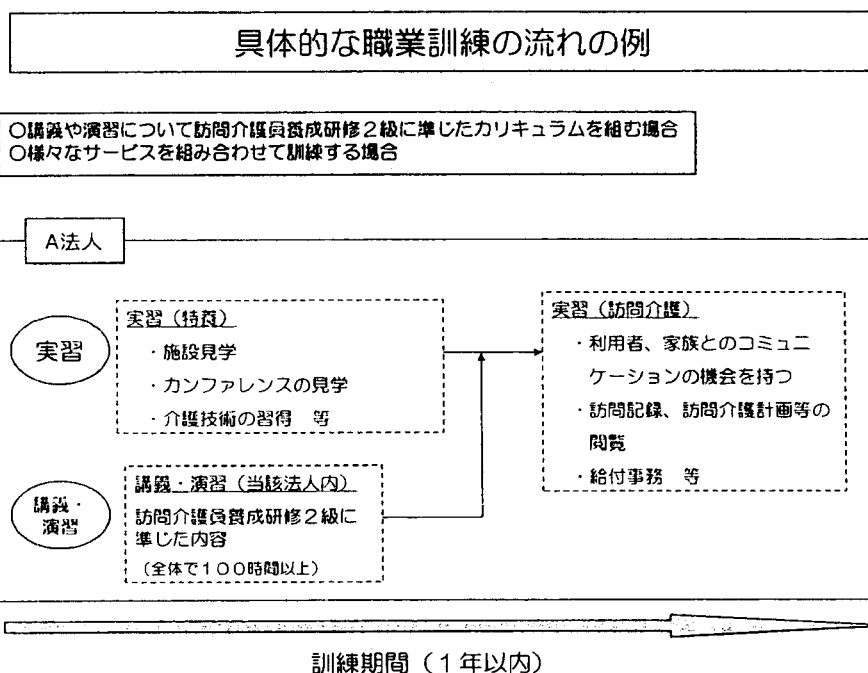
○職業訓練後の就労の継続性を高めるため、現行の介護職員の研修レベルの講義・演習と、比較的長期の社会福祉施設等における実習を受講することにより、介護職員としての即戦力を養成する内容とすることが望ましい。



○職業訓練コーディネイト機関が基準に基づき社会福祉施設等を選定

○介護保険法に基づく都道府県知事による指定 (介護保険法施行令第3条第1項第2号に基づく指定) ※新たに研修実施機関として指定する必要がある場合

上図は、座学と実習を組み合わせたもののイメージで、介護保険法施行規則第22条の27に規定する介護職員基礎研修課程、又は訪問介護員養成研修1級あるいは2級の実習に係るカリキュラムに加え、介護保険法等に係る給付管理事務や送迎等、社会福祉施設等の創意工夫によるOJT訓練を実施することを想定したものであるが、あくまで一例であり、今後作成される実施要綱に定められた基準に沿ってカリキュラムを設定する必要がある。



上図についても、訓練実施機関が同一法人内で、座学と実習を組み合わせることをイメージしたものであり、これに限ったものではない。

訓練の全体像については、訓練実施機関が、本事業に係るコーディネート機関（中央職業能力開発協会の予定）の助言・援助のもと、適切な訓練コースを設定することを予定している。

- なお、座学や実習を組み合わせる行うことが困難な場合には、複数の実施機関が共同で訓練コースを設定していくこと等も想定している。
- 中央職業能力開発協会は、本事業の訓練が求職者の再就職に真に資するものとして設定、実施されるよう、今後、訓練が満たすべき基準を策定し、公表することとなっている。



- なお、施設で受け入れる訓練人員については、小規模な社会福祉施設等においても実施可能となるように、例えば、事業所における訓練のみを行う場合は1人からでも実施可能となるように配慮する予定である。
  
- 具体的な訓練期間や訓練人員、訓練実施機関に支給される奨励金等事業の詳細については、今後職業能力開発局より発出される通知等を参照されたい。なお、通知が発出された際には、老健局からも各都道府県の福祉担当部局へ情報提供を行う予定であり、本事業の積極的な活用を図るよう、福祉関係事業所及び管内市町村へ周知願いたい。

# 地域相談体制の強化関係

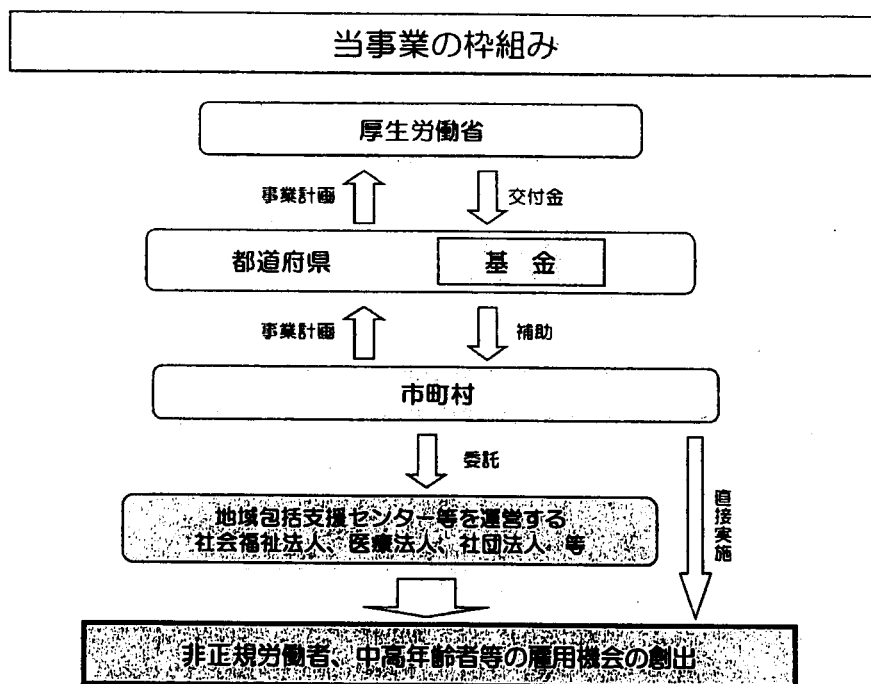
## 4 地域相談体制の強化

### 地域包括支援センター等における業務補助等を行う事業について

- 高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等（以下「地域包括支援センター等」という。）に相談支援の専門職のバックアップを行う事務職員等を雇用する事業（以下「本事業」という。）を緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。
  - 地域包括支援センター等に配置されている専門職（ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）が、本来の相談支援業務に集中できる環境を作るため、利用者に関する情報整理等、専門職の業務を軽減するための事務や、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方を適切な支援へつなげる業務等を行う職員を配置する事業である。
  - 業務の例示
    - ・利用者に関する情報の整理
    - ・連絡会議等の開催のための関係者との連絡調整
    - ・認知症の方に対する適切な支援へつなげるための業務 等
  - 職員配置の例示
    - ・事務職員
    - ・認知症サポーター研修修了者など認知症の方への一定程度の理解がある者
    - ・介護予防のケアプラン作成担当者  
などが考えられる。
- ※ なお、これらの業務等については、例示として挙げたものであり、地域の実情に応じた職員を配置することができる。
- 本事業は、地域包括支援センター等の実施主体である市町村が実施することを想定しているが、地域包括支援センター等の委託先に本事業の実施を委託することもできる。
  - また、地域包括支援センターには、ランチ（住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつな

ぐための「窓口」) やサブセンター(市町村や社会福祉法人等が、在宅介護支援センターの職員を地域包括支援センターの職員として採用するなどした後、その職員を、在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センターの支所で勤務させ、地域包括支援センターの機能の一部を行わせるような形態) も含まれる。

- 本事業により雇用する職員の雇用期間については、実質的には1年間が限度となる。(緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため)
- 雇用期間終了後、引き続き雇用を継続する場合は、地域支援事業交付金等の別財源を活用されるようお願いしたい。
- 都道府県におかれては、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ、管内の市町村に積極的な活用を促されたい。
- 当事業のスキームは下図のとおりになっている。



## 介護基盤の緊急整備等について

平成21年5月28日

全国介護保険担当課長会議資料

老健局計画課

### 1. 介護基盤の緊急整備等の趣旨

現下の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていること、また、特別養護老人ホームの入所申込者が多数に上ることや、群馬県の「静養ホームたまゆら」の火災事故の背景として施設の整備が不十分であることがある、との指摘があること等を踏まえ、本年4月10日に政府・与党で取りまとめられた「経済危機対策」において、「成長戦略－未来への投資」の一環として、「介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大」が盛り込まれたところである。

これを受け、今般の補正予算においては、「未来への投資」として、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の平成23年度までの緊急整備を推進するため、施設整備費に対する市町村交付金の拡充をはじめとして、各種の事業を実施することとする。

今回の緊急整備においては、4. に示すとおり、全国ベースで平成23年度までに、約16万人分(第4期計画約12万人分に1年分を上乗せしたもの)の介護施設・地域介護拠点の整備を目標としている。各都道府県・市町村におかれては、第4期介護保険事業計画(以下、単に「第4期計画」という。)を策定されたところであるが、上記経緯・趣旨を踏まえていただき、各地域における第5期以降の介護施設・地域介護拠点のニーズを見通した上で、この整備目標を踏まえた積極的な整備に取り組まれるようお願いする。

### 2. 各事業の概要

#### (1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

約2,212億円

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスに係る既存の市町村交付金(ハード交付金)を拡充し、小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の介護拠点等を緊急に整備する。

#### ※ 対象施設の考え方

市町村交付金の対象施設等のうち、施設・居住系サービスである特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム及びケアハウスのほか、中重度の要介護高齢者や認知症高齢者の居宅における生活継続支援を主眼とした小規模多機能型居宅

介護事業所について交付単価の拡充の対象とする。

なお、定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設及びケアハウスについては、都道府県等の施設整備費補助に対する地方財政措置の拡充により整備を支援することとしている。

各都道府県・市町村におかれては、地域の実情・ニーズに応じて広域型・地域密着型の各サービスについて判断・選択の上、1.の趣旨を踏まえ積極的に整備を進めていただきたい。

【緊急整備に伴う都道府県及び市町村の負担分について】

今回の緊急整備に伴い地方自治体が行う施設整備費補助による負担については、内閣府が本補正予算案において創設することとしている「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を充当することにより軽減されるよう措置されているところである。

したがって、各都道府県及び市町村におかれては、介護拠点整備を緊急に推進する観点から事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、今回の措置に伴い現行の補助制度・金額を切り下げることなく、少なくとも現状を維持していただきたい。

(2)施設開設準備経費助成特別対策事業 約673億円

特別養護老人ホーム等の整備促進のため、地域住民との連絡会等の開催経費や施設の広報経費等の施設開設に要する経費、開所前の訓練期間における職員の雇い上げ経費に対する助成を行う。

(3)定期借地権利用による整備促進特別対策事業 約125億円

大都市部等において土地の取得が困難な状況に対応し、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金に対する助成を行う。

※ このほか、独立行政法人福祉医療機構による融資につき、融資率の拡大(90%に拡大)及び貸付利率の引下げ(当初5年間財投金利▲0.5%)を行う。

※ 上記(2)及び(3)の事業については、既存の市町村交付金の対象である小規模特別養護老人ホーム等だけでなく、都道府県による施設整備費補助の対象である広域型の施設等も対象とするものであるため、これらの施設等についても積極的な活用を図られたい。

(4)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業 約283億円

消防法施行令の改正により本年4月1日からスプリンクラーの設置が義務付けられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置費用に対する助成を行う。

### 3. 実施方法

各都道府県において基金を造成して実施する。

具体的な基金と各事業との対応関係としては、上述2. の(1)介護基盤の緊急整備特別対策事業及び(4)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称)」により、(2)施設開設準備経費助成特別対策事業及び(3)定期借地権利用による整備促進特別対策事業については、介護職員の処遇改善に対する支援と合わせ、「介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)」により、それぞれ実施するものとする。

事項	事業内容	補正予算額	【都道府県に設置する基金】
介護拠点等の緊急整備等	(1)介護基盤の緊急整備等 ・施設整備交付金(ハード交付金)の拡充 ・スプリンクラー整備に対する支援	2,495億円	介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称) (2,495億円)
	(2)施設の開設準備経費等についての支援 ・特養等の開設準備経費の助成 ・定期借地権の一時金に対する助成	799億円	
介護職員処遇改善交付金(仮称)	介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成	3,975億円	介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称) (4,773億円)

※1 四捨五入により合計において一致しない場合がある。

※2 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(仮称)は、投資的経費(建設国債対象経費)であり、介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)は、その他の経費である。

### 4. 介護基盤の緊急整備等による整備量の目標

全国において第4期計画で既に計画されている特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスの整備量の合計が約12万人分であるところ、第4期計画期間中において、さらに1年分、約4万人分の上乗せを行い、3年間で合計16万人分を目標として整備を推進する。

### 5. 第4期介護保険事業計画との関係

### (1) 基本的な考え方

今回の介護拠点等の緊急整備は、経済危機対策の一環として行うものである。すなわち、緊急的な経済・雇用対策であるとともに、「成長戦略－未来への投資」として、第5期計画期間(平成24～26年度)以降の将来において必要となることが見込まれる施設等について、策定済みの第4期計画を上回って、先取りして整備を進めていただくものである。従って、先取り部分は、第4期計画において既に整備が予定されているものとは別の、今回の経済危機対策により「未来への投資」として位置付けられたものである。

また、実際に各地方自治体において第4期計画を上回る部分の整備を進められるに当たっては、地元調整や用地確保等に相当の時間を要することも想定され、具体的にどの程度第4期計画期間中にサービス提供が開始されるか見込み難いと考えられる。

以上のようなことから、各都道府県及び市町村の第4期計画を上回る部分については、同計画とは「別枠」の扱いとして整備を進めていただくこととしたい。

### (2) 具体的な実施方法

このため、各地方自治体においては、既に策定されている第4期計画を変更する必要はない(ただし、地方自治体独自の判断により第4期計画を変更して対応されることを否定するものではない。)

造成した基金に対し今回の補正予算の交付を受けるに際しては、各都道府県において、第4期計画とは別途、「事業実施計画」を、各市町村と調整の上、作成していただくこととしたい。

### (3) 第4期計画の基本指針及び参酌標準との関係

第4期計画の基本指針や、そこにおいて示している参酌標準については、今回の事業があくまで現下の経済情勢に対応した緊急的・例外的な措置であることから、変更しないこととする。

また、平成26年度の目標値と、今回の事業による緊急整備との関係については以下のとおり。

#### ① 施設・居住系サービスの利用者の割合に係る目標値(37%の参酌標準)との関係について

いわゆる37%の参酌標準は、各地方自治体において第4期計画を定める際の平成26年度における目標として示しているものである。

このように37%の参酌標準はあくまで目標であること、また、今回の緊急整備は、第5期以降の将来の各地域のニーズを見通して、実施していただくものであることから、第4期計画策定に当たっての37%の参酌標準との関係に縛られるものではない。

なお、今国会において高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部が改正され、高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県の住宅部局と福祉部



局の連携・共同による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定や、介護サービスが一体的に提供される高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高優賃」という。)の供給の促進等の措置を講ずることとされたところである。同法において推進している介護サービスが一体的に提供される高優賃や介護機能を備えた有料老人ホーム等については今回の緊急整備における支援対象としていないが、これらは、地域における施設等介護に対するニーズの受け皿の一端を担うものであることから、各地方自治体において、特定施設入居者生活介護の指定を前提として、これらの整備を緊急に推進する場合は、第4期計画を上回る部分について、支援対象の施設等と同様に別枠扱いをすることもあるものと考えている。

## ② ユニット型施設割合の目標値との関係について

現状において、例えば特別養護老人ホームにおいては、ユニット型居室の定員数が2割程度であり、従来型多床室が約7割を占めていることに鑑み、将来のストックの在り方を見据え、高齢者の選択を可能にする等の観点から、第4期計画に係る基本指針においては、平成26年度におけるユニット型施設の割合を介護保険施設等全体の50%以上等とする目標値を示しているところである。

一方、施設の整備に当たっては、地域の実情に応じて進めていただくこととしていくところであり、今回の緊急整備に当たって、各都道府県等において、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もあるものと考えている。

## (4) 必要入所(利用)定員総数に基づく指定拒否との関係

今回の緊急整備においては、上述のとおり、第4期計画を見直すことは要さないことから、各都道府県及び市町村においては、必然的に第4期計画上の必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行っていただくこととなるが、老人福祉法上の認可拒否及び介護保険法上の指定(老健施設にあっては許可)拒否については、条文上「しないことができる」という規定であることから、このように必要入所(利用)定員総数を上回る認可や指定を行うことも都道府県又は市町村の判断により可能であるのでご承知おきいただきたい。

(参考) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)(抄)

第15条 (略)

2~5 (略)

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(定義略)における養護老

人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになるか認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

当然、各都道府県及び市町村において「計画の達成に支障を生ずる恐れがある」と認められれば、特別養護老人ホーム等の認可又は指定を拒否できるが、少なくとも、基金造成の際に策定していただく「事業実施計画」において見込んだ整備量の範囲内であるにもかかわらず認可又は指定の拒否が行われることは望ましくないため、このような観点を踏まえ、認可・指定事務の適正な執行をお願いしたい。

#### (5) 経営効率に配慮した整備について

特別養護老人ホームの整備については、本年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「各都道府県等における施設等の整備計画の立案・執行に当たっては、介護事業経営実態調査で見られたような規模別の経営状況も踏まえ、地域の介護体制の安定化、さらには介護保険財政の合理化等の観点から、既存の特別養護老人ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう」周知させていただいたところであるが、今回の緊急整備に当たって特別養護老人ホームを整備する場合には、この趣旨を踏まえ、既存の特別養護老人ホームの増床による対応について、積極的に検討されたい。

#### (6) 保険料への影響について

(1)のとおり、実際に各地方自治体において第4期計画を上回る部分の整備を進められるに当たっては、地元調整や用地確保等に相当の時間を要することも想定されるため、具体的にどの程度第4期計画期間中にサービス提供が開始されるか見込み難いと考えられるが、仮に第4期計画期間中において給付費増が生じた場合には、各市町村は、当面、必要に応じ都道府県の財政安定化基金から借り入れて対応していただくこととなる。

## 介護職員処遇改善交付金に係る処遇改善計画等について

## (1) 処遇改善計画書について（案）

介護職員処遇改善交付金による助成を受けようとする事業者は、助成申請にあたり処遇改善計画書を都道府県に提出することとされているが、その取扱い等について、現時点での（案）をお示しするので、都道府県におかれては参考とされたい。

なお、ここにお示しした（案）については、今後の変更があり得るものであり、詳細が確定次第、各都道府県あて送付することとしている。

### 基本的事項

#### ① 処遇改善計画書の構成

処遇改善計画書は「賃金改善について」と「賃金改善以外の処遇改善について」により構成されるものとする。

#### ② 介護職員（訪問介護員等含む。以下同じ。）への周知

助成申請を行う事業者は処遇改善計画書をすべての職員が閲覧できるような場所に掲示する等の方法により、すべての職員に周知をした上で、都道府県に提出しなければならない。

#### ③ 処遇改善計画書の作成単位

処遇改善計画書の提出にあつては、原則として、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）ごとに当該事業所の所在地を管轄する都道府県あてに提出することとしている。

なお、処遇改善計画書を事業所等ごとに作成する必要はなく、事業者（法人）が一括で作成してもかまわない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能である。この場合においても提出は都道府県ごとに行うものとするが、事業所ごとに書類を作成する必要は必ずしもなく、処遇改善計画書に事業所等の一覧表を添付することでも足りるものとする。

### 賃金改善についての具体的な内容について

#### ① 処遇改善計画書における賃金改善についての記載事項

平成21年度の助成申請にかかる処遇改善計画書における「賃金改善について」は、次の事項を記載することを想定している。

ア 交付金の一月当たり交付見込額

イ 介護職員一人当たりの賃金改善見込額（月額）

ウ 賃金改善の方法（改善給与項目）

⇒改善しようとする給与項目（以下「改善給与項目」という。）及び当該改善の期間（以下「改善対象期間」という。）を具体的に記載する。

例）・ 基本給の増額（ベースアップ）

- ・ 各種手当の増額
  - ・ 手当の新設
  - ・ 夜勤手当の単価の割り増し
  - ・ 賞与又は一時金の新設 等
- エ 前年度の介護職員の常勤換算数（総数）
- オ 前年度の介護職員に対して支払った賃金等の総額
- ※具体的な計算方法等については検討中。

**② 本交付金による賃金増加分の支払い方法について**

支払い方法については、改善給与項目を明確に記載させるものとする。  
 なお、実際の支払いの時期については、月ごとに支払うことも一括して支払うことも可能とする。

**③ 実績報告書について**

平成21年度の助成にかかる実績報告書においては処遇改善計画書の作成単位ごとに次の事項を記載することを想定している。

- ア 助成を受けた交付金の総額
- イ 改善対象期間における介護職員の常勤換算数の総数
- ウ 改善対象期間に介護職員に対して支払った賃金等の総額
- エ 賃金改善に充当した交付金の総額
- オ 介護職員一人当たりの賃金改善額（月額）

※具体的な計算方法等については検討中。

なお、毎年度の実績報告を行う時点において、賃金改善に充当した交付金の総額が助成を受けた交付金の総額を下回る場合は、当該差額を都道府県に返還するものとする。

**賃金改善以外の処遇改善についての具体的な内容について**

**① 賃金改善以外の処遇改善についての記載事項**

賃金改善以外の処遇改善については次のような内容を記載することを想定しているが、具体的な記載内容は任意のものとする。なお、これらはいくまで例示であり、必ずしもこれに準ずる必要はない。

- ア 処遇全般について
  - ・ 賃金体系等の人事制度の整備
  - ・ 非正規職員から正規職員への転換
  - ・ 短時間正規職員制度の導入
  - ・ 昇給または昇格要件の明確化
  - ・ 休暇制度、労働時間等の改善
  - ・ 職員の増員による業務負担の軽減
- イ 教育・研修について

- ・ 人材育成環境の整備
- ・ 資格取得や能力向上のための措置
- ・ 能力向上が認められた職員への処遇・配置の反映

#### ウ 職場環境

- ・ 出産・子育て支援の強化
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成
- ・ 健康診断・腰痛対策・こころの健康等の健康管理面の強化
- ・ 介護補助器具等の購入・整備等
- ・ 休憩室・談話室の確保等

#### エ その他の改善

※ 介護職員処遇改善交付金は、その使途を介護職員の賃金等にのみ限定しているため、これらの改善のための費用に充当することはできない。

### その他の取扱い

#### ① 処遇改善計画書の添付書類

処遇改善計画書には次の書類を添付しなければならない。

ア 労働基準法第89条に規定される就業規則等（作成義務のある事業所に限る。）。

また、就業規則等を改正した場合には、その都度改正後の就業規則等を当該改正の概要を付した上で、都道府県に提出しなければならない。

注) 賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程を併せて提出

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険料等の納入証明書、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

#### (2) 労働法規等の遵守状況について

○ 都道府県は、交付金の助成を受けていた事業所等が、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合、既に支給された一部又は全部の助成金の返還及び当該違反の状態が適正化されるまでの間の、助成金の支給停止を行うことができるものとする。

○ また、都道府県は本交付金を一つの契機として、助成を受けようとする者に対し労働基準監督署作成のパンフレットを配布する等の方法によ

り、事業所における労働基準法等の遵守状況を改めて確認するよう促し、より一層の介護労働者の労働条件の確保・改善を図られたい。

### (3) キャリアパス要件について

- 介護職員の確保・定着をはかるためには、能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことが重要との指摘を受けているところである。
- 平成22年度以降の助成にあつては、基本的に平成21年度の取扱いに準じることを想定しているが、キャリアパスに関する要件を満たしていない場合は助成額を減額することを予定している。
- その具体的な内容としては現在検討中であるが、例えば、
  - ア 介護職員についてどのようなポスト・仕事があり、そのポスト・仕事に就くために、どのような能力・資格・経験等が必要なのかを定め、
  - イ それに応じた給与水準を定めること等を要件とすることを考えている。
- 今後、多くの事業所がこうした要件を満たすことにより、介護職員の確保・定着促進が図られることが重要と考えており、特別養護老人ホームや訪問介護など事業所等の特性に応じたモデルについて、事業者団体の協力を得ながら具体化していくことを予定している。

## 福祉人材コーナー設置予定公共職業安定所(54箇所)

都道府県	福祉人材コーナー(※1)設置予定公共職業安定所名	公共職業安定所所在地	備考欄
北海道労働局	札幌	札幌市中央区南十条西14丁目	
青森労働局	青森	青森市中央2-10-10	
岩手労働局	盛岡	盛岡市紺屋町7-26	
宮城労働局	仙台	仙台市宮城野区榴岡4-2-3仙台MTビル3階,4階	
秋田労働局	秋田	秋田市茨島1-12-16	
山形労働局	山形	山形市桧町2-6-13	
福島労働局	福島	福島市狐塚17-40	
茨城労働局	水戸	水戸市水府町1573-1	
栃木労働局	宇都宮	宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2地方合同庁舎1階	
群馬労働局	前橋	前橋市天川大島町130-1	
埼玉労働局	浦和	さいたま市浦和区常盤5-8-40	
千葉労働局	千葉 松戸 成田	千葉市美浜区幸町1-1-3 松戸市松戸1307-1 松戸ビルヂング3階 成田市加良部3-4-2	
東京労働局	池袋 足立 八王子	豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 3階 足立区千住1-4-1東京芸術センター6階~8階 八王子市子安町1-13-1	準備中 準備中
神奈川労働局	横浜	横浜市中区本町3-30	
新潟労働局	新潟	新潟市中央区万代3-4-38	
富山労働局	富山	富山市奥田新町45	
石川労働局	金沢	金沢市鳴和1-18-42	
福井労働局	福井	福井市大手2-22-18	
山梨労働局	甲府	甲府市住吉1-17-5	
長野労働局	松本	松本市庄内3-6-21	
岐阜労働局	岐阜	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎1階	
静岡労働局	静岡 浜松 沼津	静岡市駿河区西島235-1 浜松市中区浅田町50-2 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1階	
愛知労働局	名古屋	名古屋市中村区名駅南1-21-5 総合雇用センター内	
三重労働局	津	津市島崎町327-1	
滋賀労働局	大津	大津市中央4-6-52	
京都労働局	京都	京都市上京区大宮通中立売下ル和水町439-1	
大阪労働局	大阪 阿倍野	大阪市中央区農人橋2-1-36 ビップビル1階~3階 大阪市阿倍野区文の里1-4-2	
兵庫労働局	神戸	神戸市中央区相生町1-3-1	
奈良労働局	奈良	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	
和歌山労働局	和歌山	和歌山市美園町5-4-7	
鳥取労働局	鳥取	鳥取市富安2-89	
島根労働局	松江	松江市向島町134-10松江地方合同庁舎2階	
岡山労働局	岡山	岡山市野田1-1-20	
広島労働局	広島	広島市東区光が丘13-7	
山口労働局	山口	山口市神田町1-75	
徳島労働局	徳島	徳島市出来島本町1-5	
香川労働局	高松	高松市花ノ宮町2-2-3	
愛媛労働局	松山	松山市六軒家町3-27松山労働総合庁舎	
高知労働局	高知	高知市稲荷町6-20	
福岡労働局	福岡	福岡市中央区赤坂1-6-19	
佐賀労働局	佐賀	佐賀市成章町5-21	
長崎労働局	長崎	長崎市宝栄町4-25	
熊本労働局	熊本	熊本市大江6-1-38	
大分労働局	大分	大分市都町4-1-20	
宮崎労働局	宮崎	宮崎市柳丸町131	
鹿児島労働局	鹿児島	鹿児島市下荒田1-43-28	
沖縄労働局	那覇	那覇市おもろまち1-3-25	



## 地上デジタル放送受信のための機器の補助について

- 平成23年7月に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が進められています。
- 社会福祉施設は、自力で避難することが困難な方々が多く生活されており、地震・火災などの緊急情報を素早くキャッチし、利用者の方々の防災対策に万全を期することが求められます。
- このため、地上デジタル放送を視聴するために必要となる受信機器の整備に要する費用を補助します。

社会福祉法人等において、経営する社会福祉施設分をとりまとめて、都道府県に申請してください。

対象施設 別紙の施設が対象

〔ただし、既に地上デジタルテレビ又はデジタルチューナーが設置されている施設は除かれます。〕

補助機器 1施設あたり デジタルテレビ 1台

デジタルチューナー 1台

※必要に応じ、TVアンテナ、増幅器、端子等を補助。

補助率 国 1/2 設置者 1/2

※高齢者や障害のある方にやさしいサービスの充実

字幕放送 …… 字幕放送が受信機の標準機能とされています。

データ放送 …… いつでも、気象情報や交通情報、ニュースなどの情報が見られます。

※ 詳しくは最寄りの都道府県にご相談ください。

(別 紙)

対象施設

保護関係施設 救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設、社会事業授産施設

障害者関係施設 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）、障害者支援施設、共同生活介護、共同生活援助、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホームB型、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）、精神障害者退院支援施設、福祉ホーム

介護関係施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム  
通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護拠点、  
認知症高齢者グループホーム

児童関係施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設  
児童自立支援施設、児童相談所一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、  
保育所、児童家庭支援センター、児童厚生施設、放課後児童クラブ、自立支援ホーム

※ ただし、公立施設を除く。

# 地上デジタル放送を受信するための 簡易なチューナーの無償給付などの支援について

## 地上デジタル放送を見るために。

2011年7月までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。  
それまでにみなさまのテレビを「地上デジタル放送」対応にかえていただく必要があります。

地上デジタル放送の番組を見るためには、地上デジタルテレビに買いかえるか、  
お手持ちのアナログテレビに「地上デジタルチューナー」をつなぐなどの必要があります。

今回、そのための簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

### 1 どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

### 2 誰が支援を受けられるのですか？

日本放送協会（NHK）の受信料が全額免除の世帯で、以下の世帯が対象です。

- ① 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ② 市町村民税が非課税となる障害者の世帯
- ③ 社会福祉事業施設に入所されている人

### 3 支援の内容は？

- ① 簡易なチューナーを無償で給付します。（※テレビは給付しません。）  
→ 今お持ちのテレビ（アナログテレビ）につなぐことで、地上デジタル放送を受信することができる簡易なチューナーを差し上げます。基本的に、お住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- ② アンテナ工事などが必要な場合はその支援も行います。  
→ 室内アンテナの無償給付、または屋外アンテナの無償改修などを行います。

### 4 支援の開始時期は？

平成21年秋以降を予定しています。

### 5 支援の申込先は？

平成21年夏ころに申込みの受付を開始する予定です。  
申込先が決まり次第、申込方法とあわせて、お知らせします。

## ※注意していただきたい点について※

- 支援を受けるには、NHKと受信契約を結び、全額免除を受けることが必要です。なるべく早めに契約手続等をお願いします。
- 支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の補償はできません。
- 共同受信施設の各世帯が負担する改修経費への支援は、施設の設置者（管理者）の協力をいただくことが原則となります。その上で、見積書などの工事関係書類や、請求書（または領収書）などの証拠書類が必要となります。
- 地上デジタル放送が始まっていない地域の方は、デジタル放送開始後に支援を行うことになります。

## 地デジであなたをだます詐欺にご注意！

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。

身におぼえない工事や代金請求にはご注意ください。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、総務通信局（総務省の地域機関）、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

## この支援に関してのお問い合わせ先

- 【支援策全体】 総務省地デジコールセンター： 0570-070101  
(上記ナビダイヤルがご利用になれない場合 03-4334-1111)
- 【NHKとの契約、受信料免除手続】 NHK視聴者コールセンター： 0570-077077  
(上記ナビダイヤルをご利用になれない場合 044-871-8444  
または 06-6910-3315)